

第12回

食品表示一元化検討会

平成24年8月3日（金）

午前10時00分 開会

○池戸座長 それでは、皆さん、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから第12回の「食品表示一元化検討会」を開催したいと思います。

本日の出席状況ですけれども、本日は中村委員から欠席との御連絡をいただいております。あと、消費者庁長官は業務の都合上、議論の途中で退席する予定でございますので、あらかじめ御了解をしてくださいということでした。

前回の議論も踏まえまして、事務局に報告書（案）を修正していただきましたので、本日はこの資料に基づいて御議論をいただきたいと思っております。あと、この検討会における原料原産地表示の議論につきましても整理すべきとの御意見もいただいたかと思います。したがいまして、事務局に資料も作成していただきましたので、これについても御議論いただきたいと思っています。

なお、本日は12時に終了予定としておりますので、円滑な議事の進行に御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここでカメラの方につきましては、御退席をお願いしたいと思います。報道関係の方も座席の方にお戻りいただけるようお願いいたします。

（報道陣退席、移動）

○池戸座長 議事に入る前に、まず事務局より、本日の資料の確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○平山企画官 資料の確認でございます。

お手元に議事次第を配付してございますけれども、その一番下に配付資料の一覧を付けてございます。2種類ございまして、「食品表示一元化検討会報告書（案）」と、今、座長からも御紹介がございましたように「加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯」を配付しております。

これに関連いたしまして、原料原産地表示に関する各委員の御意見を事務局において整理した資料を卓上配付しております。卓上配付資料は2種類あるのですけれども、2に落丁がございましたので、議論までには間に合わせるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと山根委員から資料を御提供いただいているので、この資料につきましても卓上ののみの配付にしております。ホームページの掲載などにつきましては、後ほど委員と御相談の上、決めたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

議論の途中でも、先程の点以外の落丁、欠落などございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

今日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 配付資料②、これは裏表印刷のはずだったのが抜けている。

○平山企画官 そうです。今刷っています。偶数ページが抜けていますので、今、刷って

議論までに間に合わせたいと思います。失礼しました。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。最初に事務局から報告書（案）、前回いろいろ御意見もいただきましたので、修正を加えていただいております点の御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から、報告書（案）について、修正箇所を中心に御説明申し上げます。前回、長時間にわたって御議論いただきまして、そこでいただいた意見を踏まえまして修正いたしましたので、その点について順に御説明申し上げます。

まず、1ページ「1 はじめに」のところでございますけれども、15～16行目辺り、当初「消費者側の要因」というフレーズがあったのですけれども、表現としてどうかという御指摘がございましたので、「また、個々の消費者が摂食する段階で、食物アレルギーを発症したり、摂食時の健康状態などによって健康危害が発生する可能性もある」と改めております。

続いて、23～25行目の表現、これはもともと9行目と10行目の間にあったのですけれども、全体の構成について御意見がございましたので、構成の整理上、移動しております。

31行目から個別の課題が書いてあるのですけれども、28～30行目のところで、その前提として大きく2つ。1つは、多くの消費者にとって何が重要な情報となっているのか。もう1つは、その情報を消費者にどのように提供するのかという2つの視点を加えております。

2ページ目、これは細かい話なのですけれども、6行目のところで「非感染性疾患（NCD）」とし、これについての注釈を下に合わせて入れておりますので、初めて読まれた方もわかるように工夫しております。

しばらく飛ぶのですが、4ページ目でございます。これもちょっと細かい話なのですが、8行目、正確な情報伝達などが負担になっているという表現をしておったのですけれども、いろいろ御議論がございましたので、「正確な情報伝達などが求められるようになっていく」と改めております。

4ページ目の21行目、22行目、こここの期限表示の記述につきましては、表現を改めております。

36行目、検討会の位置付けということでございますけれども、「本検討会は、法律の枠組みだけではなく、一元化の機会に、新たな食品表示において求められる基本的な考え方等について検討を行った」ということで、法律の枠組みに加えて、基本的な考え方を整理したということにしてございます。

6ページ目の1行目でございますが、当初、どちらかというと消費者の方にいろいろ勉強していただきたいというトーンで記述しておりましたが、事業者の方にも役割があるだろうということで、「消費者に対する明確かつ平易な形での情報提供を事業者に促す」という側面を入れております。

7ページ目に参りますと、これもちょっと細かい話なのですが、21行目のところ、もともとQ&Aなどにまとめてはという記述だったのですけれども、ここもいろいろコメントがございましたので、いずれにしてもルール全体を一覧できるという結論を変えないで、「これらを一括して整理し」としております。

この後、しばらく飛ぶのですけれども、10ページ目まで飛んでいただきたいと思います。17行目のところで、「また、表示内容が正しいか事後的に検証可能なものであるか否か」という観点を加えております。

11ページ目、これも細かい話なのですけれども、13行目、アレルギーに係る特定原材料に、えび、かにを20年に追加したことを書いているということと、22行目以下、ここはせんだっての検討会でいろいろ御議論があったところでございまして、その際の御議論を踏まえまして、「これまでの議論を踏まえつつ、食品表示の一元化に当たって優先順位の考え方を導入する機会に、情報の確実な提供という観点から現行の義務表示事項について検証を行うべきである」とまとめてみたところでございます。

3のところは特段御指摘がございませんでしたので、17ページ目まで飛んでいただきたいと思います。まず、冒頭の（1）でございますけれど、栄養表示の沿革ということ、これもいろいろコメントがあったところでござりますけれども、特に、例えば18ページ目の1行目辺り、「戦後復興期である制定当時は、栄養に関する国民の知識も乏しく、かつ、厳しい食料事情による栄養不足が大きな課題であった」というような表現に改めております。

19ページ目、2行目、3行目のところ。ここはずっと「健康日本21」の記述をしているところでございますけれども、適正体重の維持という観点を加えるということで、「適正体重を維持している者の増加」を追加しております。

20ページ目、これもやや細かい話なのですけれども、例えば28行目の「差」という用語、ある程度の差が生じるというところなのですが、もともと我々は「誤差」という用語を使っておったのですけれども、意味としては「差」の方が正しいだろうということで、「誤差」を「差」に改めている。以下、何か所か出てきておりますので、それも同様に変えていきたいということでございます。

23ページ目、これまで全体的にこの報告書はあまり主語がないというような御指摘もございましたので、ここはアの（ア）と（イ）、行政の取組を書いてございますので、例えば10行目、「消費者庁は」ということで主体を明らかにするということです。同様に14行目、24行目についても「消費者庁は」ということで入れております。

23ページ目の24行目、ここも連携する先、例えば、内閣府、厚生労働省の他にも様々な省庁が想定されることでしたので、「内閣府、厚生労働省その他の関係省庁と連携しつつ、普及啓発に取り組むということにしております。

24ページの7行目、もともと「(6)による事業者の取組状況」という表現があったのですけれども、(6)では、それを含めた様々な環境整備の話が書いてあるということで

したので、「(6)による環境整備の状況を踏まえ決定することが適當である」とまとめています。

以上の点を修正しております。是非御議論のほどをよろしくお願ひいたします。

○池戸座長 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問とか御意見がありましたらどうぞ。

仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 前回欠席いたしましたので、前回の議論は踏まえずに御質問したいのですけれども、1ページ目「1 はじめに」のところの20行目「このような意味での表示」という意味は何を指しているのかということを御質問したい。

消費者が実際にその食品を摂取する段階での安全を確保するということであれば、例えば薬事法に定められた用法用量、あるいは電安法に定められたものにも安全に使うための情報も含まれているという意味では同じ認識になるのではないかと思いますので、「食品特有の」という言葉に対する意味合いを御質問したいのです。

○増田食品表示課長 ここで書いてある食品特有のものというのは、委員もおっしゃられたとおり、アレルギーですとか、場合によっては安全性が損なわれる場合があるという部分を指しておるわけです。ただ、食品特有のものというのは、ある意味食品以外のものには一切ないということを意味しているのではなくて、一般の商品ではそれほど気にしなくていいアレルギーですとか保存方法、日付による品質の劣化というものが、食品については特に重要性を持っているということを書いているわけでございますので、おっしゃっているとおり、食品以外に一切ないものとして書いているわけではないということで御理解いただければと思います。

○池戸座長 これは一般の方が読むとそういうものが伝わらないという御趣旨でしょうか。

○仲谷委員 前回議論されたのでいまさらということで非常に申し訳ないのですが、例えば12行目で、「食品の購入時に、表示を見て食品そのものの安全性を確認しなければ購入の選択ができないということは基本的でない」と言い切られている。そうしたときに、例えば安全性という概念が食物アレルギー、すなわちアレルゲンということであれば、その情報が表現されていなければ購入するときの選択指針にならないのではないか。当然、アレルゲンというのは安全性にとって食物アレルギーをお持ちの方に限ってですが、非常に重要な情報であるので、そのことが購入時に認識できないと、下に摂取時のことは表現されているのですけれども、購入時にも非常に重要な安全に関わる情報だということからすれば、「そのものの安全性を確認しなければ購入を選択できないということは基本的でない」と言い切るところが少しどうだろうかと感じます。

それと同様に、「食品特有の」というのも、他のものにとってもそういう安全性の確認に対する情報というのは当然たくさんあるので、食品特有のものと言い切ることが妥当かどうかという質問でございます。

○神宮司消費者庁審議官 若干補足いたしますけれども、勿論、食品特有のものというこ

とで書いてあることが他の商品において全くないということはないと思います。ただ、ある程度包括的な表示法を他に定めているものとしては家庭用品品質表示法がありますけれども、ああいったものについても、全ての商品というものについて、例えば家庭用品全部について安全性を確認するということについて包括的な仕組みがあるかというと、それは一部の商品に限られているというところがあります。

薬事についての御質問は御指摘のとおりだと思うのですけれども、許容ワット数とかは消費する消費者の身体とか個々の特性によって左右されることはないというところがありますので、食品にはそういう意味での特色はあるかとは思っております。

なぜこういうことを書いてあるのかということについては、一般的な表示法とは別に食品についてだけ1つの包括的な表示法をつくるということの必要性を示すものとしてこういった特徴があると述べているということです。

アレルゲンについて、アレルギーを持たれる方が購入時にアレルギー関係の表示を見ることが必要であるというのは御指摘のとおりだと思いますが、そこは13行目の「基本的には」というところで一応読み込んでいるつもりでございます。

○池戸座長 よろしいでしょうか。特有のものはというのはもう一つの購入時の話などはどこかに入れ込んでおいても、多分17行目で言っていることがそういう意味だと思うのです。そうですね。

○仲谷委員 下の方で表現されていますので、意味合いとしては特に間違ってはいないのですが、やはり購入時にアレルゲンの確認をする、それによって選択をするというのは非常に安全性の観点からも、例えばお子様が食されるときに、そういう理解がされない方が食されるときに、お母様が例えば選択をされるときにそういう情報をきちんと見られるというようなところが購入時の安全性の確認という観点からすると非常に重要なのではないか。

そういう意味から言うと、「選択ができないということは基本的ではない」と言い切られているところが少し違和感を覚えるということでございます。

○池戸座長 わかりました。それはまた検討していただくということでよろしいですね。購入時も含めてということですね。その他ございますか。

○市川委員 新しい食品表示制度の在り方の9ページ「エ 表示の見やすさ」のところです。22行目、現行の一括表示により記載方法を緩和して一定のルールの下に複数面に記載できるようにしたりと書かれているのですが、現在のJAS法では既に一括表示は一定のルールの下で複数の面に書いてもよい、記載してもよいと平成18年になっていると思います。ここにこのように書かれると、表示一元化でやっと複数面に書けるようになったのかなという誤解、そういうニュアンスも招きかねないので、もう少し書きぶりを工夫していただいた方がいいと思います。

以上です。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 今の市川委員に関連してなのですけれども、今後の一元化の作業の中で、一括表示という言い方そのものも見直したらいかがでしょうか。私などはどちらかというと一括方式という。つまり、一括表示という概念は長年親しんできたのですけれども、市川委員おっしゃったように、どこどこに記載というような形で枠自体もなくてもいいようになっていますね。ですから、長年親しんできたのですが、ひとたまりという誤解が生じる可能性があるので、一括表示という用語の使い方も今後は見直した方がいいのではないか。一括方式とかですね。確かに以前は一括表示でも話が済んだのですけれども、そう思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

その関連でも結構ですので、何か御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○丸山委員 全体的に工夫されてすごくまとめられているということにまず感謝いたします。

あえて2点申し上げたいと思うのですが、1つは、表示の見やすさと視認性のところで、意見は委員の方からその前のところに出ていたと思いますけれども、字の大きさ、文字の大きい、小さいというのにこだわり過ぎていないのでしょうかということがあります。視認性という点でいえば、やはり活字の色と背景の色とかのコントラストがどういう状況なのかによってかなり違うことがあるので、できれば全て見やすいかといったらそんなことは全くないことがありますので、その辺のところについては文字の大きさということだけにこだわらない方がいいのではないかと思います。

一括表示という言い方については、容器包装、消費者が購入をするときに容器包装を使っているものであれば、そのところ全体に書かれているもの全てが表示であるとトータルで考えて、それをどういうふうにして見やすくしていくのかの視点というのが、実際に消費者が物を見て利用して選択してという点で言えば重要なと思いますので、今後のことでは情報の量の問題だとかこともありますので、見やすさということと併せて、言葉をどういうふうに今後のところで表現していくのかということを考えた方がいいのかなと思いました。

最初に出された仲谷委員でしょうか、1ページの「1 はじめに」の真ん中辺りのところでありますけれども、私も委員の方から指摘があって、若干違和感といいますか、わざわざこれを挿入して「したがって」から「基本的にはない」というところについて、表示のところについて言及をしたいということであるということはわからないわけではありませんけれども、基本的に市場に流通している商品というのは安全性が確保される仕組みが整えられている。一方で、食品そのものの安全性には問題なくともというようなことで、あえて表示を見て食品そのものの安全を確保しなければ云々ということを入れなくても中身としては伝わるのではないかと思うので、その辺を御一考していただければと思います。

○池戸座長 山根委員、どうぞ。

○山根委員 今の丸山委員の御意見にも関連ですけれども、9ページの辺りを見ますと、文字を大きく、文字を大きくというのが随分強調されていて、少し書きぶりを工夫いただければと思います。今回、わかりやすく、見やすくということでそういう表示が求められるということで、それとの安全性に直結する表示を優先するという流れでまとめられているのですけれども、前回の議論、検討会の日のうちにもう報道では今回の一元化で文字を大きく、そしてその代わりに義務の緩和もというようなタイトルで報道がされてしまっています。ですから、そういうふうに受け取られないように注意は必要だと思っています。

それにも関連して、例えば11ページの真ん中「以上のように」の下で前回いろいろ議論があつて、優先順位の考え方、導入のときの書きぶり、いろいろ工夫いただいて改善されたと思うのですけれども、優先順位の考え方を導入するとき、私などからすると、だれがどういうふうに優先順位を決定するのだろうというのはとても気になるところです。

12ページでは、こういった見直しには柔軟に対応をすることが必要だというようなまとめでつながっておりますと、見直しのときには簡単に決まりましたというようなことでこれから消費者に連絡があるようなことになりはしないかというのを心配になっています。ですから、書きぶりは今すぐあれですけれども、前回、課長さんの方からもこれは別に簡素化を書いているわけではないという発言がございましたけれども、先程言いましたように情報として簡素化もという報道があるということはとても問題ですので、少し工夫いただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。先程の視認性のところはもう少しそこは書かれるということでおろしいわけですね。いいですか。

○増田食品表示課長 1個1個いただいた御意見で方向性を確認させていただきたいのですけれども、今までいくつかあったうち、1つは、1ページ目の12行目以下をどうするかという部分ですけれども、この議論は前回の報告書（案）のときにも説明しましたけれども、その前の報告書（案）で食品の安全性に関する情報を確実に伝達するということを書いたときに、食品表示で求められる食品の安全性というのは、要するに食品そのものの安全ではなくて、アレルギーや日付など時の経過によるものであって、そもそも食品に危険な物が入っているとか、そういうものは食品表示の範疇ではないことから、そこはちゃんと書き分ける必要があるのではないかということで、食品の安全性に関する情報を食品の安全性確保に関する情報と書き直した経緯がございます。

そのときの議論をどこかに書いておくべきではないかと思いまして前回「はじめに」の案をつくったときに、10行目以下のくだりを入れておりますということを説明しております。

そういう意味で、10行目の話は食品衛生法に基づく規格基準ですとか輸入検疫ですか、といったリスク管理措置でやられている安全性の話と別個のところに表示で担保すべき安全性の話がということを書き分けているものであります。

そういう前提に立って、丸山委員がおっしゃられましたように、最初の10行目からの文の仕組みが整えられているということと、その後ろに14行目、いきなり飛んで、続きは考えますけれども、一方でと書けば、真ん中の1文はもし要らないということで他に御意見がなければ、方向をこの場で決めていただきたいと思います。これが1点目でございます。

もう一点目は、先程おっしゃっていた9行目のところです。まず、一括表示についての今のルールは、いわゆる一括表示というのは、加工食品の品質表示基準に書いてあります別記様式と言っていますけれども、一定の様式に従って商品名や原材料名など、そういう枠があって、そのルールに従って書いてくださいというのが原則ですと書いた上で、ただ、これと同程度にわかりやすく一括して表示する場合にはこの限りではない、そういうふうにしてもよいということで、そういう意味で、様式にはよらなくてもいいけれども、同程度にわかりやすく一括して記載してやればよいというのが今のルールになっております。

その上で、市川委員が言われたのは、そうなっているのですけれども、それでも一部の情報について、例えば要冷蔵であったと思思いますけれども、端的に申し上げると、表面にそれなりに大きく書けばそれでわかるので、そのときに一括のところに改めてもう一度書く必要はないということがいくつか、これはQ&Aの中でそういうことが示されているところでございます。

そういう意味で、今でも個々に見れば一括に例外はないわけではないというのが現状です。ただ、ここで書きたかったのは、一括表示のうち例えば1面に書くのが非常に困難なような場合があるのであれば、例えば項目のいくつかの部分は裏面に書いて、他のいくつかの面はまとめて、例えば、側面に表示するなど、そういう形で一定のルールの下に複数の面に書くことも可とすることによって、パッケージに大きい文字で書けるということが可能になるのではないかということを申し上げたかったのでこのように書いています。

ここについては具体的にもし加筆あるいは修正をする御意見があればいただきたいのですけれども、こここの部分は一括表示、勿論有効だと我々も思っていますし、この基本を崩すべきではないという御意見が一方であるのと、さはさりながら、文字を大きくするためにはある程度の緩和が必要ではないかという両面がございますので、書きぶりはなかなか難しいなとは思っております。そういう意味で、ここはもうちょっと具体的な修文があるならばおっしゃっていただけたらと思っております。

もう一つ、丸山委員から活字と背景の話がありましたが、これは何回目かの議論のときにその話は出たと思いますけれども、ただ活字の色とか背景とのコントラストについてガイドラインとか自主基準でやっていくことはできると思うけれども、義務としてそういうことを書いていくのは難しいというような御意見が一方であったと思います。

そういう意味で、基本的にここには義務表示で対応すべきことを書いているので、ここにそれを書くのはどうか、仮にここでそれを書くと義務にするのかという話に飛んでしまうのかもしれないと思っております。

見やすさについてもう少し何か書けないのかというのは、前回か前々回から委員からの御指摘もあったところですけれども、なかなか具体性を持ってやっていきましょうというのが難しいのではないかと思いましてこれ以上書いておりませんという説明を前回も申し上げたところでございます。

以上、2点については、もし具体的に方向等について御意見があればおっしゃっていただければと思います。

○池戸座長 では、鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 今日、12回目ということで一応最終回と思って來たので、やはり最終的には事務局の案に沿って、それで一部修文があればということで、全体として私はこれまで11回議論してきましたので、その部分については支持をしますし、内容についても事務局の方に大変御苦労いただきてこれは感謝いたしたいと思います。

1ページ目のもので修文のところで、言い切っているところがありますね。そこは基本的にはないと考えられると少し弱めて書いて、その部分を修文してもらって、20行目の「このような意味での表示の必要性は、食品特有のものである」という最後の文は要らないかもしれません。ここを削除すればこれで大体成り立つのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 1ページの「はじめに」の、今、鬼武委員も発言されていますが、11ページ目からの「その安全性が確保される」という続きの4行ぐらい、私はここの書きぶりというのはとても重要だと思っております。よく書いてくださったと思っています。一般的に消費者の人たちは何となく不安、表示を見て添加物とか見ておきたいとかという何となく不安というのはあるのです。そういう状況だからやはり表示にきちんと書かなければいけないというのもありますし、こういう報告書の中では現状の食品の安全の確保、リスク管理というのはどのようにきちんと行われているかというのをこういうところにもきちんと書き込むというのはとても重要なことだと思います。省いてほしいなどと思いません。支持します。

以上です。

○池戸座長 その他どうでしょうか。1ページのところはいかがでしょうか。

趣旨が伝わるかどうかというところも含めて結構ですので。1ページ以外でも結構ですから。先程は論点ばかり出てきましたけれども、確かに6ページの23、24行目のところ、見やすさと理解しやすさの基本という考え方なのですが、今までの議論の中で、なかなか視認性のところを表現として書きにくいということで、今こういう原案になっているかと思うのです。

では、森田委員、どうぞ。

○森田委員 文字の大きさについて、この部分が強いというような御意見が出ております

けれども、たしか見やすさについては事務局の方からいろんなアイデアを出していただいて、これまでに添加物の表示のアイデアとかさまざまなアイデアが出て、最後に例えば視認性とかそういうのも具体的に書けない中で大きさというところだけが具体的に残ったというように思います。これは結果論だと思っています。いずれにしても、文字の大きさというのはやはり大事なことで、前のアンケートにもこうやって書いてあるように、この部分は今までの議論の積み重ねで落ちていったものは落ちていって、ここで残ったということはあるかと思いますので、今の段階のこの事務局案を支持しております。

○池戸座長 丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 今の文字の大きさのところなのですけれども、9ページの視認性で文字の大きさは大事だということはよく認識していますし、そのとおりだと思うのです。

最終的にいろんな話があって落ちたということもあるのかもしれません。これだけなのだと伝わらないでしょうかということだと思います。やはり高齢者になれば、この色とこの色との組み合わせというのは大変見づらいとかというのはいくつかあるかとも思しますし、そのような部分でこれから社会は文字の大きさを含めて他の色の問題だとかいうことも大事だということなので、これが唯一と見えないようにしてほしいということが私の言いたいことなのです。

○池戸座長 今の件で、どなたか何か他にございますか。

JAS法でも大きさだけではなくてわかりやすくするというところが規定してあるかと思うのです。だから、ここの9ページの18、19のところに、大きさだけではなくて今のようなわかりやすいところを少し加えるというようなことでどうでしょうか。先程の誤解のないようにという前提なのです。

○二瓶委員 文面は覚えていないのですけれども、JAS法では確かにそうなっていますね。見にくいような背景とかコントラスト、それをもうちょっと強調するような形で補強するというか、もっと色とかそういう言葉を用いて十分できるのではないかですか。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 二瓶委員からの御意見にもありましたように、JAS法においては背景色と文字の色というのはできるだけわかるようにということで事業者も努めているわけです。特に文字の色の問題というところまではなかなか踏み込めていないのかなとは思いますが、今後の課題なのかなと思っています。

ただ、ここに書いてございますように、Webアンケートの結果も含めて考えれば、やはり文字の大きさというのは今回の検討会の中で1つ大きく取り上げられてきた問題でありますし、森田委員も先程おっしゃったように、課題として残っているというか、今後取り組むべき課題ということですので、基本的にここの書きぶりは支持したいと思っております。

○池戸座長 それでは、確かに表題からいくと見つけやすさと視認性と書いてありますので、この議論としては最終的にはっきりしていたのは、字の大きさについては大きい要

素ですねというところは異論はないかと思いますので、そこを強調するに、文章は考えないといけないのですけれどもね。

どうぞ。

○鬼武委員 今日やってしまいましょう。9ページのところは両方の御意見を合わせると、19、20行目のところが文字の大きさだけのことを書いているので、高齢化社会が進む中でこのような観点から文字を大きくすることの必要性や背景の色や文字の色がわかるようにして見やすくするということ、ここに修文した上で、最終的には文字のところが具体的になると続けてもらえればいいと思います。

○池戸座長 上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 この項目の表現については、高齢者の増加による対応というのを随分早くから私は提案したと思うのですけれども、その中でこれはずっと読んでいて、ここの項目だけがWebのアンケートが先にぼんと来ているのです。そうではなくて、現行の一括法に対する記載方法を書いて、現状はこうであるから、今、委員の方がおっしゃったように19～20行のところにつないでいくとすると状況がわかるのではないかと思うのです。

Webのアンケートがこうだからというのでなっていますけれども、これはそうではなくて、ある意味でこれはわかっているわけですから、一括表示のところの25行のところから対策を考え、そしてこういう状況にあるというところでポイント数を大きくしていくという対応をしていく必要があるのではないかという形になるのではないかと思います。

続けてもう一つよろしいでしょうか。

18ページに、先程事務局から御説明をしていただきましたけれども、前回、2～3行目辺りの戦後復興期である制定当時のという形で、これは健康事情を明記してあるのですけれども、その後に栄養強化食品という形の昭和27年に制定された部分が強化食品としてビタミン、ミネラルとありました。当時、私はたんぱくの問題があったのだ、貧血の問題があったのだと申し上げましたけれども、健康事情を言うのであれば、この3行目の後に、厳しい食料事情により、栄養素及び貧血という形の貧血を入れていただくと適切かなと思います。そのあ까つきにミネラルの強化が言われたという話になっていくのではないかと思いますので、是非御配慮いただければと思っております。

もう一つですが、22ページ、表示媒体というところに「(イ) 表示の方法」ですが、表示媒体における栄養表示に対してのみここでやっているのだと思うのですから、容器包装に表示することが望ましいがと、容器包装に表示するべきであるがではないのではないでしようか。その辺はまだ義務化決定という形で表現するならばそうなるのかな。

26、27、28行目のところに監視体制、虚偽表示防止というところはどこがやるのだろうか。内閣府がやる場合、末端としては食品衛生法で言えば保健所、JAS法で言えば農林水産省の出先という形になりますので、決まったあ까つきに末端にはどこが指導していくのかというところの部分が大変疑問に感じました。

容器包装への表示の省略を可能とする方法などを幅広く検討を行うことが適当である。

これは必要なのかなと。現実、決めたあつかきのその方向へ持っていくということですから、容器包装に明記することの方が優先のような気がいたします。

以上です。

○池戸座長 整理していきますので、まず9ページのところですね。先程のところで、鬼武委員の方から御提案があつて、17~18行目のところにわかりやすさみたいなところも入れて、大きさについてとかそのような表現をここにそのニュアンスを入れるということでおろしいでしょうか。

今の上谷委員の話なのですけれども、栄養の方でいくつか出されました。そちらの議論でおろしいでしょうか。たまたまそちらの栄養の方の御意見が出ましたのでそちらを議論したいと思います。

森委員、どうぞ。

○森委員 先程鬼武委員から9ページの文字の大きさだけではなくてもう少し突っ込んでこうしたらどうかという御意見がありました。ただ、ここの場でそこまで議論するというのはもう少し慎重に行くべきではないかと思います。特にここ17行のところから「高齢化社会が進展する中」ということで、高齢者の方にとってどういった表示が本当にわかりやすいのかというのは、むしろ今後専門的に議論していただくのがおろしいのではないかと考えてございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

私が申し上げた趣旨は、前提として読み取れるというか理解する中で、見やすさと視認性と書いていますのでそういうのが前提なのですけれども、特にサイズを大きくするということも必要でありということで書いたらどうだろうかという御提案だったのです。そんな大きく文章を変えるわけではなくて、例えば17~18行目のところ、読み取れる文字の大きさ、サイズにすることが特に必要であるみたいな話で、その前段で先程言われたような視認性みたいなそう難しい言い方ではなくて見やすいというところを入れるかどうかというところはあるかと思うのです。特に文字の大きさについてはおろしいですね。

議論を後に残したくないので、最低限で直すのであれば、読み取る文字のサイズにすることが特に必要でありぐらいでいかがでしょうか。おろしいでしょうか。では、そういう形にさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○森委員 11ページの22行目、先程他の委員の方から御意見がございましたけれども、「これまでの議論を踏まえつつ」というところで、24行目、「義務表示事項について検証を行うべきである」ということになって、これは修正いただいたということでございますが、こここの部分の検証を行うということになりますと、具体的にどのような内容をお考えになっているのか。スケジュール等、工程表も含めてそういうものでお考えになっていることがあればお聞かせいただければということが1点ございます。

あともう1点ございますけれども、まずそのところまでということです。

○増田食品表示課長 新しい法律の下での、言ってみれば品質表示基準の策定の手続というのはまさに法律の中で今後具体的に検討される事項ではありますけれども、例えば、今のJAS法なり食品衛生法のルールで言いますと、消費者委員会の御意見を聞いて、その答申を受けて改正するということになっております。

消費者庁設置以前は農林水産省、厚生労働省で共同会議を持っていまして、そこでの御意見を聞いた上で具体的な基準をつくるとなっております。そういった今までのルールを踏まえますと、新しい法律でも行政機関が単独でルールを決めるというのではなくて、勿論審議会のようなものにお諮りして、関係の方に集まって議論いただいて表示基準をつくっていくということになるのだろうと思っております。

検証についても、具体的には基本的にそういった場で御審議いただくということになるのが多分最も考えられる方であると思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 ありがとうございました。ただいまの部分に関連したことですけれども、22行目のところ、「これまでの議論を踏まえつつ」ということですから、従来の流れを踏まえつつということになると思います。ただ、その後に、今回の検討会で「食品表示の一元化に当たって優先順位の考え方を導入する機会に、情報の確実な提供という観点から現行の義務表示事項について検証を行う」ということになっております。まず「これまでの議論を踏まえつつ」ということであれば、基本的に何も変えられないのかなというようにも受け取れる部分がございます。

それと逆に今度は、その次の「優先順位の考え方を導入する機会に」ということでは、これはできるだけその時々の必要性を勘案して検討する必要があるということになります。表現として変えられないということと変えるということが出てくるのではないか。かなり表現として難しいことを言っているのではないかとどうしても見えてしまいます。ですから、今回の修正で新たに加わった「これまでの議論を踏まえつつ」という部分が入ってしまうとどうしても優先順位の考え方を生かしてということにはならないのではないか。そういう意味から言いますと、ここの部分なのですけれども、食品表示の一元化に当たって優先順位の考え方を導入する機会に、真に必要な情報をわかりやすく、確実に提供するという観点から、現行の義務表示事項について検証を行うべきである、としていただいた方がよろしいのではないかと考えております。

○池戸座長 この件について他の委員の方、いかがでしょうか。

山根委員、お願いします。

○山根委員 私はこれまでの議論を踏まえつつというのはとても大事だと思っていまして、今までの長い議論を白紙にして一から一元化を考え直すというようなことにならないことを願っています。先程も言いましたけれども、この次のページの柔軟に変更できるような法制度とするというのが私は逆に引っかかっておりまして、どういうのを柔軟というのかなというのはお伺いしたいなと思っていました。

先程課長さんから消費者委員会の御意見を聞くなどして適切に検証や改正を行っていくという発言がありましたけれども、その辺りをどこかに入れていただければありがたいなと思っています。

○池戸座長 その他どうぞ。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 森委員からも今発言されましたが、11ページの22行目のところ、「これまでの議論を踏まえつつ」というフレーズが入ることで、確かに一体どちらのことを言いたいのかなという趣旨がわかりづらいと思います。私は「これまでの議論を踏まえつつ」を削除して、もうちょっとシンプルに理解できる文章にしていただきたいなと思っています。

この表示一元化のタイミングというのはとても大切なタイミングだと思っています。今までの義務表示が本当にこのままでよいのかというところをきちんと検証するいいタイミングだと思っています。確かに、いろいろな議論の経緯の末に積み上げられてきた義務表示ではありますけれども、これまでの義務表示の在り方がそのままでこれから先々日本の社会で、最適であり得るのかどうか、そういう意味も含めて、今ある義務表示もどこできちんと検証を行うべきです。そしてこれからは、必要なところにこそ資源とエネルギーとそういう知恵と工夫を投下して消費者にとってよりよい表示にしていく、それこそ食品表示一元化に課せられたミッションのひとつではないかと思っています。

ゆえに、こここのところは表示一元化のタイミングで義務表示についてもきちんとレビューするのだということを明確に伝わるフレーズにすべきだと思います。

以上です。

○池戸座長 手島委員、どうぞ。

○手島委員 私は「これまでの議論を踏まえつつ」という言葉は残した方がいいと思いまして、例えばアレルギー表示にしても添加物の表示にしても、10年近い形で議論しているわけですので、そういう議論の成り立ち、どういうふうになってきたということは加えて、その上でということが重要だと思いますので、この言葉を残した方がよろしいと思います。

○池戸座長 その他いかがでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 これは前回議論したことかと思うのですけれども、この委員会でこれは両論あったのです。だからこういう書き方になったと思いますので、報告書としてはこれ以外書きようがないのかなと思います。つまり、ここで決まらなかった、今度、別でやりましょうということではないでしょうか。

○池戸座長 確かにここはかなり前回議論いただいて修文したところがあるのですね。「これまでの議論を踏まえつつ」というのは、その前のフレーズを受けての話なので、言い方なのですけれども、実際にはこれまでの議論だけではないのですけれども、議論も踏まえつつ現状の御意見も考慮してという趣旨でいいのではないかと思うのです。いかがで

しようか。

1つの案としては、これまでの議論を模擬してということで、これは「を」となるとそれにかなり引っ張られるようなニュアンスもあるので、趣旨としては、確かに今までいろんな議論を踏まえての制度になっているはずですので、「を」を「も」に変えるということいかがでしょうか。では、そういう形にさせていただきたいと思います。

では、その次のところで、仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 細かい点でございますけれども、17ページの自動販売機で「販売される商品は比較的安価であるか」という表現でございますけれども、食品の情報提供あるいは表示というのは価格に関係なく必要なものは必要であるという観点からすると、比較的安価であるかという表現は非常に誤解を生みかねないのではないかと思います。消費者になじみの深い商品の取り扱っているというのはこのとおりでございますけれども、価格によって表示の必要、不必要が決まるということではないと思いますので、削除すべきではないかと考えます。

それと同じように21ページ栄養表示制度の件で21行目でございますけれども、例えば年間の販売数量が一定以下の食品、これはいろんな議論がありました。また、ミネラルウォーターや香辛料。ミネラルウォーターというのは、カルシウムであるとかいろいろな栄養素。いわゆる5項目以外のものをガイドラインで表示しているという観点からすると、あえてここを義務表示の必要はないにしても義務表示することは適当ではないと、対象外とすることが適当であるとあえて踏み込んでミネラルウォーター等の品目を否定するというのは後ほどのガイドライン等の中で課題となるのではないかと思います。

3つ目、これはお願いですけれども、加工食品という言葉をかなり多く使っているのです。これは新たに加工食品の定義をつくるのか、あるいは現状の法体系の中での加工食品になるのかわかりませんが、そこら辺の加工食品という言葉の定義をどこかで少し入れていただけたらと思います。

以上です。

○池戸座長 仲谷委員は前回御欠席だったので、多分御意見があればそういう話だろうと思います。

○増田食品表示課長 少し前の御意見のところに戻りますけれども、山根委員の方から12ページの17行目、表示事項を柔軟に変更できるようなという部分、これは前回のときも説明しましたけれども、この柔軟という趣旨は、要するに法律に全てこういうものを表示しなさいと書くのではなくて、下位法令に実施的な義務とかルールを委任するという形にするという法律の仕組みの話を意図して書いていますということを御説明しているところでございます。

そういう意味で特に問題ないのだと思いますけれども、例えば義務表示について下位法令に任意規定を置くなどみたいなものをもし書かなければ趣旨が読み取れないというのであれば再度御意見をいただきたいと思っておりますが、趣旨はそういう趣旨で別に改正す

る中身の話が柔軟とか柔軟でないと申し上げているわけではないということを御理解いただけたらと思います。もしそれでも加筆が必要であるという場合は御意見をください。

仲谷委員の安価の話は、確かに安価と書くのは御議論あるのかなと思いましたけれども、比較的と書いてあるのでいいのかなと思っておりましたが、ここは皆さんの御意見をいただいて、削除すべきであるということであれば削除したいと思います。

○森田委員 自動販売機についてのところは、私は仲谷委員に御指摘いただくまで気がつかなかつたのですが、ペットボトル飲料でも自動販売機は高いですね。わざわざ私は自動販売機ではなくて安いスーパーで買っているくらいですので、こういうことを書くと消費者の事情を知らないのではないかと思われるかもしれない、ここは削除に賛成です。

○池戸座長 17ページの22行目のところはその他どうでしょうか。削除ということでよろしいでしょうか。

二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 価格についてはおっしゃるとおりだと思います。今おっしゃったように、店売りと比べて高いというものもあるので、趣旨としては手軽に便利に利用できるというような表現でくればよろしいのではないかでしょうか。価格とかというのではなくて、そういう重要なポジションを持っているということだと思うので、そんなように工夫していただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。先程の山根委員のところは修文案みたいなのはござりますか。

どうぞ。

○山根委員 他の方の御意見も伺いたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。趣旨はわかるのですけれども、何か変更するときに注意すべき点みたいのを一言加えていただければと思うのですが、何か適切な言葉があれば他の方の御意見も伺いたいと思います。

○池戸座長 森田委員、どうぞ。

○森田委員 J A S で今まで4年ほど委員をさせてもらいましたが、なかなか表示の見直しの順番はまわってこない。例えば5年ごとの見直しとかそういうところで機会が回ってこないと見直しできなかつたりします。中身を柔軟に見直すということではなくて、機会を増やしてほしい、今実際に表示を見直すときに、消費者委員会の表示部会でもずっと議論が止まっていたりすることもあったりするので、もっと柔軟にスピーディーにというような機会を増やす。そういう意味にとらえれば、柔軟にという言葉は置いておいていいと思います。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 あまりいい表現は浮かばないのですが、多分柔軟なというのが嫌なのだと思います。私も聞いていて、普通は何となく柔軟だというとすぐに安易に変わらぬのかなと認識してしまうので、ここはもし変えるのだったら義務表示をフレキシブルとか、もしくは変更ではなくてスピーディーに検討としたらいいのではないですか。スピーディーに検

討できるようなとか、迅速でもいいですけれども、迅速に検討できるような、そこも変更という表現はやめた方が良いでしょう。要するにじっくり考えて、その結果として変更はあるかもしれないけれどもということにすればいかがでしょうか。私はそれぐらいしか代替案は浮かびません。

○池戸座長 スピーディーに検討できるようなという話。その他どうでしょうか。

どうぞ。

○山根委員 私はスピーディーにというよりは、十分に消費者の御意見を聞いてというような意味合いを入れてほしいと思っているのですが、適切な言葉がなければ置いて次に進んでいただいても結構です。

○池戸座長 スピーディーか迅速かという言い方はあるのですが、そこはどうなのでしょうか。先程森田委員は。

○森田委員 柔軟でいいと思います。

○池戸座長 では、原案でよろしいでしょうか。趣旨は先程ここの検討会での趣旨ということで一応合意をしていただければいいと思いますので。

すみませんね、上谷委員、あとから栄養の方は議論します。

どうぞ。

○森委員 座長、その前に一言。12ページの26行のところです。消費者の方もこの報告書をお読みになるというお話がありましたので、才のところ、「事業者による自主的取組の促進と消費者への普及啓発の充実」。ここは後の文章を読んでいただければ内容を間違えることはないのですけれども、単にこの表題だけ読むと、事業者が自主的取組を促進すると同時に、消費者の普及啓発の充実も行うように見えてしまうのです。ですから、ここはもうちょっとタイトルを工夫していただければと思います。

例えば「行政による」というのを頭に入れていただいて、「事業者の自主的取組の促進」と以下同じなのですけれども、そうしていただいた方がタイトルが非常にわかりやすくなるのかなと思っています。

以上です。

○池戸座長 そうですね。今のは26行目の表題のところですね。

今の御提案は、行政による事業者の自主的取組。森委員の方はそれですね。行政によるというのが適當かどうかというのがあるのでしょうけれども、要するに事業者というのは後ろ前全部かかってしまうというようなことですね。

行政によるというのは消費者への普及啓発の充実のところだけにかかっているのはどうなのでしょうか。

○森委員 ですから、先程申し上げましたように、行政による事業者「の」に変えていただいて、自主的取組の促進と、あとは消費者への普及啓発の充実としていただければ、行政によって事業者に対しても、消費者への普及啓発もということになるのではないかと考えます。

○池戸座長 行政が事業者の取組にも一応関わるということですね。どうですか。それともここは非常に重要なことが2つ書いてあるので、ここを2つに分けるという考え方があると思うのです。事業者のところ、次のページの6行目までと、普及のところです。両方とも非常に重要なことなので一色單にせずに分けて書くという考え方なのです。

○森委員 要は誤解のないような書き方にしていただければよろしいのかなと思います。タイトルですので。

○増田食品表示課長 おっしゃっている趣旨はよくわかるのですが、後ろの文でも行政がと明記しているのは7行目の方だけなので、事業者による自主的取組の促進と行政による消費者への普及啓発の充実と書くのでいいのであれば、それの方が最初に書いて後ろまで読ませるよりかは読みやすいのかなと思います。

○池戸座長 今の点はよろしいですか。ありがとうございます。

その他にはございませんでしょうか。ミネラルウォーターのところはどうでしたか。21ページ。

森委員、どうぞ。

○森委員 ミネラルウォーターではないのですが、前回も申し上げましたけれども、21ページの17行目、「消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるもの」、例えばということで、例外規定が書いてございます。これと20ページの2行目にコーデックス委員会による例外規定が書いてございます。そこでは栄養あるいは食事上重要ではない食品または小包装の食品等の食品」については例外規定ということになっておりますけれども、前回も申し上げましたように、このこと今回の書き方とコーデックスの書き方の関係です。これについては明確に記載しておいていただければと思っております。

○池戸座長 今の御提案というか御意見は、コーデックスの規則とリンクしているということですね。

今のところはどうですか。仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 あえてミネラルウォーターとか個別のものをここで対象外とするという表現の中に入れることはどうかということで申し上げているわけです。

それに関係して、対象商品として栄養の供給源としての寄与が小さいというのはどういう意味合いかということを考えなければならないのではないかと。例えば量的なもの全体をおっしゃっているのか、それとも食品に含まれる栄養素の量のことをおっしゃっているのか。その辺をきちんとしたいと考えております。

例えば今、過剰摂取の問題も一方ではあるわけで、イメージとしては栄養供給源としての寄与ということになれば、いわゆる栄養が足りないというイメージが非常に表に出るのではないかというのが個人的な感想です。

ですから、少なくともいわゆる栄養に関する影響度が少ないとか、そういうふうな意味合いで書かれているのだと思いますので、そういう言い回しにしてはどうかと個人的には考えております。

また戻りますが、ミネラルウォーターをあえてこここの代表選手に書くということに、私も今まで議論に入っておりましたのでいまさらの質問なのですけれども、質問したいと思います。

○増田食品表示課長 栄養の供給源としての寄与が小さいというのはコーデックスが出ている栄養上、食事上重要な食品をもうちょっと敷衍して書いているものでございます。その趣旨は、全ての栄養素というよりかは、栄養成分についてはある意味今後決まるものでございますが、今あるエネルギー、たんぱく、脂質等プラスここで挙がっているプラス α という観点から見て、そういういた栄養素がほとんど含まれていないような食品、つまり、栄養表示を義務付けてもほとんどゼロになってしまうようなものについてあえてそれを表示させる必要がないのではないかということでございます。

これは、このときにわざわざ例示を書くかどうかというのは御意見なのですけれども、例えば販売個数が一定数の食品などとかと書いてもなかなかイメージは伝わらないのかなと思って書いているものであります。ここはトータルの趣旨は御理解いただけると思いますので、表現するに当たってどう書くかについては御意見をいただけたらと思っております。

○仲谷委員 ちょっと誤解がありましたので、もう一度確認ですが、栄養供給源としての寄与というのは、そのものが持っている栄養素が非常に低い値であるという意味合いでとらえていいのですね。そうしたときに、例えば年間の販売個数が一定数以下の食品でも非常に高い栄養素を持っているものというのも当然あるわけですから、そこの整理をしていただきたいなと思います。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 例えばの話になってしまふのですけれども、ミネラルウォーターや香辛料も確かに栄養的な貢献度は低いと思うのですけれども、それよりも私は、前回までにも申し上げましたけれども、年回の販売個数が一定数以下というのは例示としても不適切だと思うのです。

今おっしゃられたように、販売個数が少なくとも栄養的にいろんな特性を持っているというのもあるでしょうし、一定数以下の食品というのは、ミネラルウォーターや香辛料のようにはっきりした商品特性とはまた違う話ですね。ですから、例示としてもちょっと不適切だと思うのです。現にこういう文言が残っていると、基準をつくるときにもこういうものが参考、視野に入れてつくるとなると問題が起きそうな気がしますし、第一、一定数以下をどうやって判別、判断するのかというのもありますし、販売個数ですから流動的ですので、これはなじまないなと思いますが、例えばの表現なので、今ここで結論は出せないにしても、趣旨としては栄養の供給源としての寄与云々、これで言わんとするところはわかるので、今ここで例示としていいものを出せと言われても出ないので、ただ販売個数について言うと削除していただきたいと思います。

○池戸座長 他の委員の御意見、どうでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 ただいま二瓶委員から、「年間の販売個数が一定数以下の食品」についての意見がございました。前回、私からも年間の販売個数一定数以下というはどういうものになるのかということを質問させていただいたのですけれども、やはりここはかなり混乱が生じるものではないのかなと。もしこれについて検討するのであれば、やはりきちんと検討された方がいいと思いますし、事業者に対して配慮をしているという意識は非常にありがたいのですけれども、この部分についてはいろいろな課題が出てくるのかなと思いますので、できれば二瓶委員もおっしゃったように、ない方がいいのかなと考えてございます。

○池戸座長 その他。

迫委員、どうぞ。

○迫委員 栄養の供給源としての寄与が小さいというところの例示がミネラルウォーターや香辛料、つまり栄養成分がゼロまたはゼロに非常に近い数字になってしまいういう例示だろうと思っています。販売個数が一定数以下の食品というところは、逆に対象事業者の家族経営のような零細の事業者にというここの適用除外の例示のところにもかかってくる、そういう見方もできるかと思いますので、この対象食品のところから削除してしまう方がいいのではないかと思われます。

ミネラルウォーター、香辛料を例示として出すことが本当に必要かどうかというところで、例示はなくても特に栄養成分の供給源としての寄与が小さいというところが読み取れるのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 今の御意見は、例示はもうあえて省くということですね。その他いかがですか。それでわかる感じがするので提案になったと思うのです。

どうぞ。

○森田委員 私も例えながら例示のところ、年間の販売個数とミネラルウォーター、香辛料の全部削除することに賛同します。年間の販売個数一定以下の食品と言っても、例えば販売個数が少なくとも物すごくそれが大好きで大好きでそればかり毎日食べるような人もいる。とにかくある消費者からすると特定の食品が大きな供給源になる可能性もあるし、今まで事業者の立場からなのですが、消費者からするとそればかり食べる人がいるような場合に、個数が少ないからといって何も書いていないというのは例示としてもおかしいような気もします。そもそも栄養の供給源としての寄与の小さいというのは、やはりこういうミネラルウォーターとかだと思うのですが、例示を出すのがおかしいということであればここは1行全部削った方がいいと思います。

○池戸座長 その他どうぞ。

上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 私も先程の御意見で、例えばというところは削除でいいのではないかと思つ

ております。どうしてもこれを入れたいということであれば、前の20行目のコーデックスの言葉を借りるならば、20ページの2行目、ここの栄養あるいは食事上重要でない食品という形の方が理解できるかもわからないのかなと思いました。だから、例えばというところの年間の販売個数が一定数以下の食品というのは、どういう解釈をするのかなというのをずっと考えていましたけれども、よくわかりません。

先程迫委員がおっしゃったように、ミネラルウォーターや香辛料というのは、ある意味では栄養量というのはゼロという表現なので、そういうことから言えば、もう例えればという例は挙げない方がいいのかなと思ったりもいたします。

○池戸座長 総じて例示は削除という御意見が多かったようなのですけれども、この委員会としてはそういう案でよろしいですか。この寄与が小さいものと考えるもの부터とするところは基本的にいいわけですね。だから、後をどういう形にするかというのは少しまた別の機会という前提として削除でよろしいですか。

どうぞ。

○神宮司消費者庁審議官 例示を削除して小さいものと考えられるものは対象外とすることが適当であるとしたときには、販売個数の話が落ちますので、「(イ) 対象事業者」の2行目のところの「(ア) の枠組みの下でも」というのも削除いたします。販売個数が一定以下の食品を外すということは、それによって供給量の小さい事業者に対する負担をかけないようにするという意味合いを持っていましたが、例示を取ってしまうということであれば「(ア) の枠組みの下でも」というのも削除させていただくことになります。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 確認になりますけれども、今の審議官のお話では「(ア) の枠組みの下でも」が削除されることになりますが、その後の部分、家族経営のような零細な事業者に過度の負担がかかるようであればという部分は残るということでしょうか。

○神宮司消費者庁審議官 そこだけが残るということになります。

○池戸座長 ということですが、よろしいでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 (ア) で例示を外すという御指摘だったのですが、その場合は17行目の最初の方、消費者全体にとってという「全体」というのは残したままなのでしょうか。「全体」というのがあるからおそらくこれは販売個数が一定数以下と、すなわち、特定の消費者は同じものばかり食べるかもしれないけれども、全体ではないとつながっているのかなと思いますので、ここもどうするかを考えないといけないのではないかと思います。

○神宮司消費者庁審議官 今の段階で販売個数のことについて例示として出すということは適当ではないという御意見かと思いますけれども、対象食品の限定化についてどのような形のものを対象外とするのかということについて、実際の制度化の過程でいろいろな対象外とする方法について検討の余地はあるかと思いますので、栄養の供給源としての寄与は小さいと考えられるものとだけしますと、食品単位で外すということのニュアンスしか

出ないと思いますので、消費者全体にとってというのは一応残してはおきたいと思うのです。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 21ページの対象外、多分事務局の方は苦労されて、最初は販売の規模はなかなか決められないので難しいということで外すのはいいのですけれども、寄与が小さいというのはコーデックスとかで既にもうエネルギーが小さいとかで外す対象外がありますので、それを脚注に持ってきたらどうですか。そうすると、コーデックスはこういうふうに言われているということで事実だけを書けばいいのではないですか。それを今後のところで検討するということだった、それは別に個々で決めているわけではなくて、そういうものが対象として挙がっているということでいいと私は思います。

○池戸座長 という案が出されました、森委員、どうぞ。

○森委員 16行目の「消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるもので、例えば」としてミネラルウォーターや香辛料類などは対象外とすることが適當」であるということになっていますけれども、鬼武委員もおっしゃったように、海外ではこういったものは多分対象外になっているのだろうなと考えておりますが、仮にここ対象外とすることが適當であると言い切るのが問題ということであれば、例えばの後、ミネラルウォーターや香辛料類などは対象外とすることも考えられる程度にとどめておくということも1つの方法ではないかと思います。

○池戸座長 どうでしょうか。例示はもう削除してしまって、はっきり言ってここはせずに、ただ客観的な事実としてコーデックスではこうだというのにとどめるという案が今の鬼武委員のお話だったのですけれども、とりあえずかなりミネラルウォーターとかそういう具体的なところにこだわっている委員もおられるので、例示が削除という前提の案ということでどうでしょうか。それで脚注にはコーデックスのことも書くという。よろしいですか。では、そうさせていただきます。あと何かありますか。全体でいいですよ。

あと基本的には、栄養の供給源という言い方は、栄養素ではなくて栄養でいいのですか。栄養というのは状態を示すのですね。ちょっとおかしいですね。これは栄養素ですね。

○迫委員 栄養素といった場合、エネルギーが別の扱いになりますので、その辺は正確な表現をしていただくようにお願いします。

○池戸座長 わかりました。

どうぞ。

○増田食品表示課長 文は今のように例示を落とすということにさせていただきたいと思いますけれども、そもそも論で、まずコーデックスでは、結局コーデックス上は例示は書かないということになっていて、食事上重要でないというのはありますけれども、それは具体的に何であるかとは書いていないし、販売個数の制限は国によってそういうのをつくっている国はありますけれども、コーデックス上そういったものを例外にするというようなことはまず書いていないというのは事実です。

その上で、報告書の表現は勿論今の例示を書かないということにするとして、ただ一方で、私どもがここであえて年間の販売個数一定数以下の食品というのを明示的に出していったかというと、これは栄養表示の議論の中で他の表示と違って、栄養素を調べたりするのはそれなりにプラスαのコストがかかりますねということがあって、であれば、そういうコストがなかなか吸収できないような販売個数の少ないものというのは付けるのは難しいという局面があり、かつ、そういうものはあまり商品数として出回っていないので、消費者全体に与える影響も小さい。そういうことを含めると、義務の対象にしなくてもいいのではないかと考えたところであります。

ここで申し上げたいのは、報告書の文は勿論今例示を取ることでいいのだと思いますけれども、いずれにせよそういった観点の検討はせざるを得ない。つまり、家族経営が零細だから除くというのもありますけれども、例えば大きな企業でも品ぞろえの観点とか、特別なお客さんの需要を満たすためにごく少数だけれども、つくっているというのも勿論ありますので、そういうものはやはり本当にそれがコストとちゃんと付けたときのパフォーマンス、そういうものが見合わない点がもあるのであれば、特別な考慮はいずれにせよ必要だとは思っているので、そういう考えがあるということだけは報告書の文言と離れて御理解はいただきたいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司消費者庁審議官 鬼武委員に確認させていただきたいのですが、脚注でコーデックスの部分を繰り返すということについては、20ページの2～3行目のところに、既にそのことは書いてあります。栄養あるいは食事上重要でない食品というものの後に、小包装の食品等の食品という話がコーデックスの方にはあって、21ページの16行目のところの脚注にこれを入れますと、栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるということ以外の話が出てきてしまって、脚注に入れると本文と脚注の趣旨が若干違ってくるところが出てきてしまうのですけれども、そこら辺はいかがいたしましょうか。

いずれにしても、コーデックスの話は20ページに一旦書いてあることなので、脚注に書くということになると繰り返しになると思うのですが、いかがでしょう。

○鬼武委員 全体をまだ見ていなかったのですけれども、20ページのところに書いてあるということであれば21ページの脚注に入れるというのはやめましょう。ただ、21ページのところで、あと食品として例示とか入れるのであれば、たしかEUは規則にありました。そこは入るかもしれない。それはそちらで検討してもらえばいいかなと思います。もしここでどうしても検討する必要があるということであれば、そこがEUではこういうふうにされているというのを入れたらどうでしょうか。その方がわかりやすい。

○池戸座長 ありがとうございます。その他。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 先程の課長の発言の確認です。21ページの18行目、販売コストが一定数以下の食品は例示としては消すけれども、そういう考慮はいずれにせよ必要だろうということ

ですね。

そうしますと、(イ)の対象事業者というところと似たような考慮ですね。栄養成分表示のコストと、利益との見合いでこれはコストパフォーマンスが悪すぎるだろうというような場面については、事業者及び食品単位でも、あるいは商品単位でも除外することができるというのはイの発想で、アの方は、文字通り供給源としての寄与は小さいという食品、食品特性なのですね。だから、消費者全体という形が生き残るという理解になると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

○池戸座長 よろしいでしょうか。あと最後のところまで何か御意見があつたら。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 19ページ、これは細かなことなのですけれども、23行目から表示部会とその後のコーデックス・アリメンタリウス・コミッショングで決まった採決が諾とした結果のことの書き方で、23行目から国内事情が栄養表示を支持しない、括弧で英語が書いてあってまた括弧が書いてありますけれども、括弧の中の英語は全部要らないと思います。

それを除いて、もしその趣旨を伝えたいならば、コーデックス食品表示部会もしくは7月のコーデックス総会でアダプトされたテキスト、栄養表示の改定の文書名と採択された年を入れてアドレスを入れたものを脚注に入れたらどうでしょうかと思います。重要な視点ですので、本文よりも脚注に入れた方がいいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

森委員、どうぞ。

○森委員 22ページになりますけれども、脚注26について確認したいと思っています。この脚注の3行目のところ、「さらに本検討会では」というのが書いてございます。この検討会の意味は、脚注の最初に栄養成分表示検討会のことが書いてあって、現在我々が食品表示一元化の検討会をやっておりますけれども、「さらに」ということになりますと栄養成分表示検討会のことなのか、この食品表示一元化検討会を指しているのか、どちらになるのかということをまず質問したいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○平山企画官 ここでの「本検討会」は栄養成分表示検討会のことです。確かに「さらに」となると、どちらの検討会になるのかという点で読み方に違いが生じ得ますので、そこは正確に書かせていただきます。ありがとうございます。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 それでは、今のところに関連してということになりますけれども、脚注26を読んでいきますと、栄養成分表示検討会の結論としてということですが、最後の行のところでございますが、「『食塩相当量』表示がより適当であるとの結論を得た」となっています。ところが、栄養成分表示検討会の報告書5ページを見ると、「『食塩相当量』の併記を義務表示としている国は見当たらないが、消費者の理解のしやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである」となっています。

結論のまとめ方が違っているのではないかということがございまして、栄養成分表示検討会の結論を引用するのであれば、正確にしていただいて訂正していただくことがいいのではないかと考えてございます。

○池戸座長　迫委員、どうぞ。

○迫委員　両方の検討会の方に出させていただいておりました。栄養成分表示検討会においては、ナトリウム表示、そしてそこに食塩表記を併記する形を推奨していたかと思います。

その一方で、一元化に当たりまして一委員の意見として国民の方々により表示というものを理解・活用していただくためには、やはりナトリウム表示というのは理解しづらいということから、食塩表示を日本としては推奨すべきではないかという意見を言わせていただきまして、またいろいろな方々の合意をいただいたと理解しております。議事録等で御確認をいただきて、この辺は正確にお書きいただければよろしいのかなと思っております。

○池戸座長　いずれにしても、正確な表現にするということでよろしいですね。

森委員、どうぞ。

○森委員　今、迫委員から御意見がありましたけれども、こここのところは先程も確認しましたように、本検討会というところが栄養成分表示検討会であるならば、その検討会のまとめをするということをしっかりと正確にまとめていただいた方がよろしいのではないか。そうでなければ非常に混乱するのではないかと思います。

○池戸座長　迫委員、どうぞ。

○迫委員　違う場所、表示媒体のところについてよろしゅうございますか。

○池戸座長　どうぞ。

○迫委員　表示媒体の後半部分をもう少し確認をさせていただきたいのですが、21行目からです。まず、1点目が容器包装に表示することが必要な栄養成分を容器包装に表示しと。この部分は、私は義務表示の部分と理解しておりますけれども、義務表示部分については容器包装に表示をする。それ以外の成分については、虚偽防止の観点、その他、実効性の観点から他の媒体を用いた情報提供も行うことも可能であると理解しているところでございますけれども、それでよろしいかどうかというところ。

特に虚偽表示防止の観点というところから考えさせていただくと、前回も申し上げましたけれども、強調表示、低カロリーであるとか、低塩であるとか、カルシウムを強化しているとか、そういう表示も他の媒体で提供すれば省略可能というところにもかかってくるのかどうか。この辺のところが少し文章の表現の中で混乱を来しているのではないかという感じがしておりますが、確認をさせていただきたいと思います。

○池戸座長　その点はいかがですか。

○増田食品表示課長　表示媒体のところは、主として栄養成分自体これから検討なのですから、増やすということを考えた場合に、スペース等の問題もあり、書き切れないような場合については、一定のものはWeb代替などを考えていくことも1つの方策

ではないかという趣旨で書いてあります。今の5成分をWebでいいみたいな意味で書いているわけではございません。

それと強調表示についてこのルールをどうするかというのは、表示の設定方法の話もあるのですけれども、基本的に強調表示したものについては今のルール、例えば上下20%についてもその計算値の表示を認めないと、そこはちゃんと調べて書いてくださいねということが前提になって、それ以外の今任意でやっているものについてこういうことを考えていくということを念頭に置いております。

○池戸座長 どうぞ。

○迫委員 そういたしますと、任意表示で従来やっているようなものについてWeb等で表示することが可能になってくるという解釈の仕方でよろしいかということで確認させていただきました。Webという情報提供の手段については、最近は総務省の調査で、高齢者でもかなりの率でそれを利用されているということも出てきていますけれども、男性の高齢者は比較的利用されている、女性の高齢者はほとんど利用していない。高齢化人口の中で女性の高齢者が圧倒的に多いということから考えても今後女性の高齢者がWebを使えるようになるかというと、これは非常に難しいものであろう。ということからすれば、現段階でWebによる情報提供が省略可能という手法の1つに入っていくというものは非常に問題があるのではないか。

「はじめに」の趣旨の中にも、本文等の中でも、高齢者に対してどれだけの配慮をするかという人口の多数を占める高齢者への配慮をうたっており、その辺を考えると、現段階でWebによる情報提供というのは非常に難しいものであろうと思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。今の関係で他の委員の方、何か御意見等ございましたら。

どうぞ。

○森田委員 私も迫委員の御意見に賛成です。私はこれを最初見たときに、22行目の「必要な栄養成分を容器包装に表示し」というところは、今のところ対象とする栄養成分、義務表示項目で今は何成分か決めていませんが、これが義務表示項目全てというふうに読めなかったのです。義務表示項目の中から例えば主要なエネルギーとナトリウムと脂質だけとか、そういうものだけを必要な栄養成分として容器包装に表示して、ほかのものに関してはというふうに読めてしまったので、この部分が対象とする栄養成分、義務表示項目と同じだということがわかるようにしていただかないと、せっかく表示制度ができても、物によってはWebでということで基本と決めた成分のところが読めなくなるというのはもともとの趣旨と違うのではないかと思います。

○増田食品表示課長 言葉足らずだったのかもしれませんけれども、私が申し上げた義務表示というのは、今の5成分についてWeb代替というようなことを考えているわけではないと申し上げたのですけれども、この後追加される義務表示のものがもしあれば、それ

はつまり今付いているものでも書き足すという話になるので、そういったスペースなどの問題があるときには一部、そういう意味ではその時点では義務表示になっているものをW e bに書くということはあり得るのかなということでございます。そういう意味で、今、書いてあるものをW e bで代替ということではないですけれども、将来的に義務表示をする上でW e bで書くことを否定しているというわけではないという、そこだけは一応舌足らずだったかもしれないで補足させていただきます。

○池戸座長 上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 先程早めに表示媒体のことを申し上げたのはその辺にあるわけですけれども、義務表示という枠の中でこの文章が書かれているのかという形があったものですから質問を申し上げたというところです。もう一度同じことを申し上げますけれども、そうなった場合の包装表示への省略が可能とする方法という、それを促すような表現になってはいなかなと解釈したものですからちょっと御質問したというところです。

併せて、この中の虚偽の防止及び監視執行の実効性というのはどういう形でお考えなのかお伺いしたいと思っております。

○池戸座長 その関連で御意見いただいた方がいいですね。

どうぞ。

○迫委員 すみません。もう一回確認を課長の方にさせていただきたいのですが、例えば現行の5項目、これはエネルギーとかたんぱく質、脂質、ナトリウム、炭水化物になります。これ以外の例えば今後脂質系の中で飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、そういうものが入ってきたときに、これはW e bでの情報提供ということによっても省略も可能という考え方と確認させていただいてよろしいですか。

○増田食品表示課長 栄養表示は前の検討会もそうですけれども、一方でスペースの問題もあるのではないかというような指摘もあり、増えた部分については必ずそうするというわけではないですけれども、W e bなどで書くことも可能にするようなことも検討項目かなと思っています。まさに付け足した部分については勿論パッケージに書くことは基本だと思いますけれども、書けないときにはそういった方法も考えていく必要があるのではないかということを前提に書いております。

○池戸座長 田崎委員、どうぞ。

○田崎委員 義務表示になると行政の立場からいくと罰則とか指導とかが入ってきます。どうしてもW e bでの表示は証拠物件が残らない。表示とかロットとかそういったものの観点から見た上で行政処置を進めていくケースでは、表示が残っていないと、調査がうまくいきません。表示のスペースや優先順位の関係などもあるのですけれども、そこを解決した上で進めていただきたいと考えております。

○池戸座長 この関係でどうですか。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 ここも何回も議論していると思います。栄養成分表示については、私の考え

では原則は義務になる限りは食品の容器包装上にないと、買う立場の人が買うときに他のものと比べようがないです。ですから、それは原則として出ていない規定のところは、今、義務表示の範囲が決まっていない段階で将来増えるか増えないかということでWeb上ということを表現する必要はないと思うのです。今までそういうふうには議論していなかつたと思います。

○池戸座長 いいですか。その他どうでしょうか。
どうぞ。

○堀江委員 ここの書き方で、容器包装の表示の省略を可能とする方向などというところをちょっと検討していただけたらと思います。私は基本的には容器包装に書くというのがおっしゃるとおり大事だと思っていますので、ここの書きようが何かあるのではないかと思います。

○池戸座長 その他いかがでしょうか。
上谷委員、どうぞ。

○上谷委員 22ページの22行目の「必要な栄養成分」というのがこの5つだという解釈でよろしいのでしょうか。

○増田食品表示課長 確かに栄養成分が決まっていない段階でこれを議論しているので、非常にわかりづらいところはあるのだと思います。いずれにせよスペース等の関係で何らかの出口が必要であると思っております。ただ、現段階でここまで心配することはないのではないかということであれば、削除といったことを検討したいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司消費者庁審議官 一応趣旨だけ申し上げておきますと、容器包装のスペースが非常に小さい食品について、今ここで問題になっているような栄養成分の拡大ということが出てきたときに、包装範囲が小さいので表示できないという議論を封じるために、つまり、これは栄養成分表示の拡大というのを将来的に考えていくときにはむしろ必要なことかと考えていたわけでございます。確かに表示する栄養成分を今ここで確定しない段階でそのことを論じるとわかりにくさが増すという御指摘かとは思いますので、そういうことであればもう「(イ) 表示媒体」という項目全体を落として、イを「表示値の設定方法」という表題にさせていただくという形にさせていただこうかと思っております。

ただし、表示すべき栄養成分というのが決まった段階では、(イ) こここの部分で示した考え方は11ページの「ウ 新たな義務付けを行う際の考え方」というところの1つの応用として出てくる可能性が残っているという形での整理とさせていただきます。11ページで述べたような考え方が否定されたことではないということで一応御理解いただければと思います。

○池戸座長 今までこの検討会としてどこまでやるかというところがあったのですね。変わったところだけをまとめるという原則に立つのがあれだったのです。21ページのところに、何を対象にするかというところも別途検討していくという中身になっていますので、

そこが決まらない段階で表示の媒体についてどうかというのも議論はなかなか決めにくいいのではないかという御意見だと思うのです。今の案は表示媒体そのものをこここのところで削除というような形にするということですね。イ全体を落とすということで、「イ 表示方法」のところの（ア）のところだけは書くということですね。そういうことでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いずれにしても、これはまた個別のところで別途議論しなければいけない分野。では、そうさせていただきます。

その他でいかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 20ページの21行目、ここは修正が入ってこういうふうに直ったと思いますけれども、栄養表示を義務化すれば栄養成分に関する情報が確実に提供されるようになり、より多くの消費者がその情報を基に日々の栄養・食生活の管理にできるようになると考えられると書いてございまして、ここは要約すると、栄養表示を義務化すれば、日々の栄養・食生活の管理に活用できるようになるとなるわけです。ただ、これはあくまでも栄養表示のデータ、情報を確実に提供するというのは間違いないと思いますけれども、実際に表示を見ないという方もまだまだおられるわけで、その後の実際の栄養・食生活の管理に活用できるというふうに言いきってしまうのは少し言いすぎではないかなと。当然、その後に他方ということでそれを補っております。

ですから、栄養表示の読み方とか一日当たりの摂取目安量などは勿論のことということで、栄養表示を活用するための読み方等消費者への普及啓発の必要性というのは書いてございますので、そういった意味から言うと、先程の部分、やはり前回の報告書、20ページの11行に書いてございますけれども、基本的には情報の提供が確実になるということをしっかり書いていただいた方がよろしいのではないか。前回の報告書によれば、より多くの消費者に栄養成分に関する情報を確実に提供し、そして、消費者がその情報を基に日々の栄養・食生活の管理ができるようにする上で、大きな役割を果たすと考えられるというようなとりまとめになっています。こちらの方が適切ではないかと考えてございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 私、今の森委員の御意見に賛同します。20ページの22行目のところ、栄養表示を義務化すれば栄養成分に関する情報が確実に提供されるようになると、ここで言い切っていますので、後のより多くのという次のところの文章、要は消費者が食生活の管理に活用できるようになると考えられる、これは削除すべきと思っております。

現状、栄養表示というものは消費者にとって期待の高い表示ではあるけれども、それは実際の食生活で活用されていないという現実がアンケート調査等の結果にあるわけですから、そのところ、ごちゃごちゃにならないような書き分けをしていただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 その後の他方のところでは消費行動の消費者への普及啓発が重要だということが書いてあるので、今のはそことの関係でしょうね。セットで考えられるのでしょうかけれどもね。ただ、他方の前で切ってしまうと今のところはかなり極端な解釈に取られる可能性があるという。

○増田食品表示課長 今のところですけれども、まさに義務化についてはどうかというのをメインで書いていて、前回の案ではその部分がある意味はつきり義務をするとどうなるというのが書いておりませんでしたので義務化をすればこうなるということを書いたというのがこの修正案です。

私どもの趣旨としては、義務化をすればより多くの消費者が活用できるようになると書いてあるので、活用するようになると書いてあるわけではないので、環境として書いてあるので、勿論それだけで十分だというわけではないけれども、活用できるようになると書く分には特に問題ないのではないかと思っております。むしろ義務化した場合にどういうふうになるかというのをこの文脈では書いていた方が適切なのかなと考えております。

○池戸座長 すみません。途中で議論が白熱しているところで申し訳ございません。松原大臣がせっかく来られて、今御退席しなければいけないようなのでごあいさつを一言いただきたいと思います。

○松原内閣府特命担当大臣 議論が今白熱しているところで大変恐縮でございます。消費者担当大臣の松原でございます。

実は、今日もまた委員会がありまして遅参をいたしまして、主要なところがお伺いできなかつたことは申し訳なく思っております。食品表示一元化検討会報告書のとりまとめということで最終局面を迎えていると思いますので、一言御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれでは、平成23年9月から本日、これからまだ長い昼が続くのかもしれません、1年間にわたりまして食品表示一元化に関する活発な御議論をいただき、ありがとうございます。

そして、この新たな法律の下で、消費者の安全と選択の権利が確保され、国際的にも高い評価を得られ、より多くの消費者にとってわかりやすい食品表示実現が目指されるものと思慮いたしております。これから後のさらなる活発な議論と、そして全員が一致結束した集約が図られること事前に御祈念申し上げまして、私からのあいさつといたします。

ありがとうございます。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

それでは、迫委員、どうぞ。

○迫委員 先程の20ページの21行目からのところでございます。栄養表示を義務化すればという文言の整理でございますけれども、今後、栄養表示を義務化が進んでいったときに情報が確実に提供される。そうすると、提供された正しい情報、確実な情報に基づいて消費者はそれをきっと見ていく方向に、活用していく方向に当然なるだろうと。それに対

して、行政は適切な支援を行っていくという論法でこの部分が書かれているのだと思つております。そういうことからすれば、事務局案のこの文言で進めていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 迫委員のおっしゃることも非常によくわかるのですけれども、私は、義務化をすれば、それだけで消費者の人たちが活用できるようになるのではないかと読めてしまうのです。実際は義務化するだけでは足りないのです。消費者の人たちが活用できるように工夫しながらの義務化をやっていくべきです。消費者の人たちが実際に活用しやすい表示にすることがすごく大事なことだという、私の思いがこの文章の中には読み取れないという足りなさがあるので、先程から同じようなことを何回も申し上げているのです。

○池戸座長 では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 としますと、こういうふうに修文したらどうかと思います。20ページの23行目、活用できるようになるというのを活用し得る環境が成立すると。24行目は他方ではなくて、このように食品栄養情報あるいはその提供を充実させた上でつなげれば今おっしゃった趣旨なのではないですか。その点は他の委員も、こういう仕組みで健康維持につながっていくのだというところは異論がないのではないかと思います。他方という言葉を遣うと、ちょっと何か、趣旨が違ってくるように思います。

○池戸座長 これはセットで読むような表現ですね。その案でどうでしょうかということなのですが。

○森委員 今の部分でございますけれども、21行目、栄養表示を義務化すればより多くの消費者がというところですけれども、現在も事業者は任意で表示をするようにかなり努力しているわけです。そこでも活用できるようにということを前提に考えてございますから、そういう意味から言うと、栄養表示を義務化すればという、義務化することだけでそうなるのですかというのはやはり我々としては引っかかるところがあるのです。ですから、既に栄養表示につきましては任意でやっている部分がございますので、もし義務化することであればより多くのという程度でいいのでしょうかと。相当社会的コストもかけるわけですから、そうすると、ここのところの表現が気になるというところでございます。

○池戸座長 森田委員、どうぞ。

○森田委員 消費者がどういうふうに活用するのかというのは、23ページの（イ）の普及啓発と認識醸成のところに書いてございますし、こここのところは基本的な考え方ですから、事業者の方に大変な御負担を強いて栄養表示を義務化するわけですから、ここは義務化に当たってより多くの消費者が目に見える形でこうやって活用できるようになるという大義名分といいますか、成果をここで書くということは大事だと思いますので、私は事務局案このままで基本的な考え方はここで十分しておくことがむしろ大事だと思います。

そういうふうな活用できるようにするための仕組みづくりということでしたら、この

(イ) のところに書いてありますとの、あとちょっと話を付け加えるのですけれども、23ページの36行目のところなのですが、いろいろとお話を聞くと、データベースの整備だけではなかなか実現できない。ツールだけではなくて、結局例えれば町のケーキ屋さんがドーナツとかそういう食品を表示するときにデータベースの使い方とか適切な表示のための支援体制というのが必要で、むしろその部分のところ、上記の支援ツールのところの後に、「と適切な表示のための支援体制ということを充実させる」ということを入れていただけないでしょうか。より多くの消費者が活用できるようにするためにデータベースもつくるし、支援体制も充実させるということをもう少し盛り込むような内容にしていただけないでしょうか。

もう一度まとめますと、20ページは事務局案を支持するということ。それからより活用していくための23ページの36行目のところに、支援ツールの後に適切な表示のための支援体制をと入れていただければと思います。データベースだけではダメで、だれかが支援して使い方を指導するが必要だと思うわけです。

○池戸座長 20ページのところなのですが、今いろいろと御意見をいただいたのですけれども、先程の中川委員の1つの案が、これは途中で切ってしまうとあれなのでセットでね。せっかく義務化して事業者の方が努力されていても活用されなければ意味がないというところなので、最後のところに消費者への普及啓発が重要となってくるというところもセットで読んでいただくというような修文において、あとは支援のところを先程の森田委員のところで、義務化のためにはそれ相応の環境整備、特に支援が必要だということで、そこを充実していただくという案だったと思うのですけれども、そういうような中身でいかがでしょうか。

どうぞ。

○迫委員 森田委員の御意見にまず賛成させていただきます。

そして、今の23ページの適切な支援体制の充実、こここの部分は議論をしていない中で出てきた文言だと思いますので、ちょっと付け加えさせていただこうと思います。

現在、栄養成分表示に関する支援、指導については、全国の保健所の管理栄養士が直接それを任として担っておりますので、現状の行政の中それをより充実させていくという方向で1つは進められるのではないか。また、義務化となったときに、膨大な事業者さんが進めていくわけで、行政だけでは量的にも質的にも足らなくなってくる可能性がある。そういう意味では、私どもの日本栄養士会、全国に都道府県栄養士会がありますし、そこには栄養ケア・ステーションという個別の相談窓口を持っておりまして、既に献立の栄養価の計算であるとか、食品の栄養価の計算であるとか、そういうことも確実にその中の業務として行っているものでございます。これは「健康日本21」の中でも設置数を大幅に増やしていくという方向性で今後10年間取り組んでいくところでございます。支援体制の充実というところの具体的な在り方としては、行政と私どもの栄養ケア・ステーションの体制整備というところも含めて具体的な情報を提供させていただきました。こういう形でここ

の裏付けとなる議論があったということでもよろしいのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。そういう人的な支援も一応盛り込ませていただくということで、書きぶりはまた御相談させていただくということでよろしいでしょうか。

その他でいかがでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 栄養表示の関係です。20ページの先程議論したところの下の部分であります。27行目からの加えて栄養表示にはという部分と、33行目のこの観点からというのはかなり内容的にはくどいというかダブっているということもありますので、後ろの方を削除して、前の方の加えて栄養表示にはというところに必要があればいくつか文言を付け加えてとした方がよくわかりやすいのではないかと思いますので、御検討ください。

○池戸座長 ありがとうございます。この下のところですね。

仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 今の栄養表示の件ですが、私は中川委員に賛成したいと思います。

栄養表示を義務化すれば活用できるようになるということであれば、本来非常に重要なことである、それをいかに使うかという観点が少し薄れてしまうのではないかということで、環境が整うということと、それより重要なのは、それを活用できる環境を整えることであるという書きぶりにするべきではないかと思います。

そういう点からすると、21行目、充実させた上でという表現ではなくて、充実させるとともにという表現にするのがよいのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございました。その他どうでしょうか。時間が過ぎて、今日中に大体大筋のところは決めたいと思っているのですが、栄養の関係も含めてとりあえずよろしいでしょうか。

では、また戻ってきていただきてもいいのですが、もう一つの議題がございますので、とりあえずそちらに移らせていただきてよろしいですか。原料原産地を前回議論いたきました、経緯等を付けたらどうかという御意見でございまして、その資料を事務局の方でつくっていただきましたので、こちらの方の御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から御説明申し上げます。予定の時間を過ぎておりますので簡単に御紹介したいと思います。

お手元に「加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯」というもの用意してございます。

冒頭の1は概要でございまして、検討会以前の話、例えば、消費者基本計画の話、あとは消費者委員会での御議論を踏まえてこの論点を取り上げたということ。それを踏まえて、この検討会におきましても中間論点整理などでまず一定の御議論をしていただくとともに、意見募集をした。それらを踏まえながら議論を行っていただいたのですけれども、結果的には合意には至らなかったということをかいづまんで書いております。

その経緯は次のとおりであるということで、2以下のところでは詳細に振り返っているということでございます。2のところは検討会開始から中間論点整理のところまでということで、るる御意見は載せておりますけれども、中間論点整理の際に載せておりますものと同一のものでございます。ここでは説明は割愛させていただきたいと思います。

飛んで2ページ目、3でございますけれども、ここでは中間論点整理、意見募集、意見交換会について書いております。御案内のとおり、中間論点整理に際しては、そこにございます6つの考え方を我々としてお示しして、意見募集、意見交換会を行ったところでございます。

3ページ目、まず意見募集につきましては、その表に書いてあるとおり、こちらからお示しした考え方に対して御意見をいただいたというところでございます。3ページ目の(2)、これは3月23日に実施した意見交換会でございますけれども、ここについても、例えば、①のように表示義務を課すべきという御意見もあれば、③以下のようにやはり難しい面があるという様々な御意見があったというところでございます。

それを踏まえまして4でございますが、「検討方向（たたき台案）以降の議論」ということで、事務局としては1つの案として、たたき台において考え方を示したところでございます。そこでは誤認防止という観点をお示ししたということでございます。

ただ、たたき台案では、具体的なイメージがよくわからないという御意見がございましたので、再度整理して、方向感（案）というものをお示ししたところでございます。方向感（案）につきましては主な部分を抜粋してございます。そこで2つの方式を御提案申し上げて御議論いただいたところでございますが、これについても様々な御意見があったということで、検討会としてはコンセンサスが得られなかつたとしております。

続いて、今、お手元に配っている資料のうち、卓上配付資料の1につきましては、これまでの検討会でいただいた御意見を事務局の方でコンパクトにまとめた案ということでございます。議論の内容につきましては、基本的に両論があったということ。例えば、誤認というのは現実に起こっており、誤認されやすいものは表示がいるという御意見がある一方、誤認というのは主観的な部分が入ってくるので、それを根拠に義務付けをするのは疑問があるという御意見があるということを整理しております。

さらには、原料原産地表示そのものについては、表示を見たいという消費者の希望があるという御意見がある一方で、それを表示する場合には、様々な面で問題があるという御意見があったということをコンパクトにまとめております。

A案、B案、形式については御議論いただきたいと思うのですけれども、B案の方はそれぞれの委員から御意見として出していただいたものを列記したというものでございます。形式として、A案、B案のどちらにするのか、さらには、A案ということであれば、この表現について御議論いただければと思っています。

駆け足でございますけれども、御説明は以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。本文の補足的なペーパーとして議論の経緯、5ペ

ージというものを付けるということで、あと皆さんのお意見を改めていただきまして、その出し方について、A案はサマリーをここに事務局としてまとめていただいた案として付ける。あるいはそれぞれお意見を列記して付けるというのがB案なのですけれども、そういうお提案でございます。お意見等いただければと思います。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 大変御苦労してまとめられつつあると思っています。大変御苦労されていると思っています。私はどちらかということではなくて、新たな提案なのですけれども、報告書の中に事務局、いわゆる卓上配付の①の紙1枚の資料、このサマリー的なものというのは報告書の中に書き込んだ方が、報告書を読んだときに非常にわかりやすいのではないかと思っております。ただそれだけでは書き足りない、言い足りない部分もありますので、別添として卓上配付されている②のところを付けることによって、足りないところが補えられるのではないかと思っています。だから、①も②も生かすというような方向はいかがでしょうかという提案をしたいと思います。

○池戸座長 他のお意見。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 まず確認したいのですけれども、1~5ページでとじられている議論の経緯です。これを中にとじ込むかどうかということもここで今これから議論するところなのでしょうか。席上配付以外のところも。

○池戸座長 経緯の位置付けですね。

○山根委員 はい。

○池戸座長 たしか前回は本文だとわからないので、それに別添で経緯を付けたらどうかということでのお提案だったようです。

○山根委員 今の流れだと、この議論の経緯も含めて全て別冊資料というようなお提案ですか。

○池戸座長 今の市川委員は違いますね。

○山根委員 事務局のお考え。では、いいです。私は加工食品の原料原産地表示、長く議論してきましたし、今日、机上配付もさせていただいているのですけれども、そもそも中間論点整理では栄養表示の前に議論の流れがありまして、中間論点整理では4番目に加工食品の原料原産地表示の考え方、次に栄養表示の考え方ということでまとめてパブリック・コメントにもかけましたので、その流れでまとめるのがいいと思っておりますし、本体報告書の中に経緯やまとめや、今回全員からこういうふうにお意見が出ました。分量が多いのですけれども、これをまとめたものが短いまとめ案、卓上配付の①にはまだまだ不十分というか、十分入り込んでいないと思いますので、この全てを一括で報告書案に入れていただく方がいいかと思います。

まずここまでです。

○池戸座長 他のお意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○迫委員 私はちょうどこの時期に議論の方に入っていたものですから議論の経緯というところがわからない中で、新たな報告書またはその経緯というところを見させていただいております。そういう意味で客観的にこの一元化の検討会の報告書としてどうなのかという視点から少しお話をさせていただければと思っております。

一元化の検討会として議論の結果として得られた結論というものはやはり重視をしていくべきであろうと。また、その中で議論をしたけれども、それが結実しなかったという結論を立てた上で、その経緯を少し付け加えていく、これは少しという言葉にさせていただきましたけれども、それについてはやぶさかではない、またするべきであろうと思っております。

今日示されました経緯というペーパーの方ですけれども、その中に例えば3のところの一元化に向けた中間論点整理、意見募集及び意見交換会、これについては原料原産地表示のみについて行ったものではなかった。全体についての中間論点整理であり、意見募集であり意見交換会であった。ですから、これは原料原産地表示のここの経緯に入れるのではなく、報告書の中に別だてとして一元化の検討会の中で行われた意見募集の結果であり、そういうふうなまとめの中の一部として入ってくるのであればこの位置付けが明確になってくると思うのですけれども、原料原産地表示の経緯の中でこれだけを取り上げてしまうと、原料原産地表示についてこれだけをやった結果こういう意見が出てきたというふうに間違った受け取られ方をするのではないかということを危惧いたします。

ですから、2ページの3のところについては別だてに本来するべきものではないでしょうかというところが1点目でございます。

それ以降の議論についていくつかの提案がされて、それでコンセンサスが得られなかつたという補充がされております。卓上配付資料②については個別の意見を加えて募集されたと、私はその議論に入っていたため経緯がわからないので出しませんでした。検討会の議論の経緯をまとめるためのものなので出すべきではないと。つまり、このペーパーを基に全ての議論をもう一回やり直すのであればこれを出す意味はあるかもしれません。でも、既に議論された内容の経緯ですから、議事録から抜粋するならともかくとして、新たな文言を付け加えた形でやるとすればそれは経緯ではなくなるだろう。ということからすると、出すべきではない。少なくとも確認された議事録に記載されたものの抜粋程度にとどめるべきである。これが経緯ととして表すべきものだと思っております。

以上です。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 前回の検討会で出された意見としては、終わりのところに原料原産地について簡潔な文章だけだったので、それはこの中で十分に検討されたから、そのことについてきちんと経過について書きましょうというのが前提だったと私は理解しています。

そういう点からいくと、今、卓上配付の①と②を示されています。2案というのは、こ

の検討会以上に、要するに各委員個人個人の意見表明なので、報告書として私はなじまないと思うのです。要するに、検討会で協議してきた結果が報告書に書かれるわけで、各検討会でこれまで11回、私はコメントペーパーを出しましたが、提出したコメントは全部採用されませんでした。この十何人かの検討会のメンバーとしてコンセンサスを得られなかつたとして書くということであれば、やはりそれは事務局の方で検討会でこれまで協議してきた結果の要約したものぐらいでしかないのかなと思っています。

これをまたB案を載せてしまうと、この検討会で、さまざまな意見で今日コンセンサスが得られなかつたというそこだけが残るわけですけれども、何をやつたかということが逆に不透明になりますので、そういうふうな報告書はあり得ないと思っていますし、そういう形では組織の代表としては参加してはいません。委員個人としてはいろいろ意見はありますけれども、最終的には検討会の委員相互に検討会で協議した結果の概要について表現するということが重要だということを再度強調したいと思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。その他の御意見はございますか。

では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 前回のところ以降のところで事務局の方からメールをいただいてということになりました。そのところの事務局からの投げかけというのが、いわゆるこの検討会のところで討議をされたことをベースにして、それ以外のことも含めて記述して出していいというような趣旨で書いたというような気がするのです。そうであると、また一から今日から始まるのですかということにもなって、これまでの議論を踏まえてとは必ずしもならないので、それはやり方としてはよくないのではないかと思います。

基本的には先程委員の方からも発言がありましたけれども、あまりにも前回のところの報告書のこの件についてのまとめが簡略、簡潔であるがゆえに、逆にこれまでの議論がこの後、次に検討する際に生かされない。ですから、そのところについてそれなりのことを記述してくださいというようなことで言われたのだと思いますし、そういう点で言えば私の意見としては前回のところで森田委員から出されたまとめ方というのは1ついいのではないかということで意見はメールでお出ししました。

ですので、一応今回のところで報告書に付けるのはそのくらいの中身ということで理解しておりますので、それが一番これまでの経過に沿ったまとめということで報告書に付く中身になるのではないでしょうかと思います。

○池戸座長 では、森委員。

○森委員 前回、私からも事務局の原料原産地表示に関するまとめの部分が「議論を進めたが、合意に至らなかった」と非常に簡潔につくられていることについて、それだけではいろいろ議論をしたということが全く反映されないということですので、もう少しその前に文章を補っていただければいいのかなと思い、実はそういう経緯もいくらか入れたらいかがですかというお話をしたわけです。

今回、5枚程度のペーパーをつくっていただいたわけですけれども、こういったことを

意図したわけではないということが1つでございます。

今回、経緯をまとめていただいたわけですけれども、中身を拝見しますと、やはりいくつか訂正していただきたいところがあるわけです。しかし、ここの議論をまた始めてしまうとかなり時間も食ってしまうのかなというところがあって、この取り扱いをどうしようかということだと思います。

基本的に経緯をまとめることであれば、先程迫委員もおっしゃったように、今までの議事録をベースにやるべきだと思いますし、これまで検討会の中で事務局から出された資料、それをベースにつくっていくべきではないかと思います。今回出てきた資料の中にはそういった資料、今まで出されたものと書き方がかなり違っているのではないかというところがございますので、それはもし経緯をまとめるのであれば、これまでの資料をベースにきちんとまとめるべきであると考えています。

○池戸座長 その他。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 私も今回個別に出た意見、各委員が出した意見をとしたものを中に綴じ込むのがベストの方法だとは決して思っていないわけです。事務局から経緯でなく意見も入れて構わないということで御提案があって、それぞれみんな600字でまとめたものがとじてあるわけですけれども、だからといってA案の方の短いまとめ案ではとても読み切れないと思っています。経過でもないし、今後の課題とか今後のことが書かれてもございませんし、不十分だろうと思っています。ただ、もう時間もないということであれば、とにかくできる限りのこと、どんな意見があったということを盛り込むべきと思ったわけなのです。

ですから、今できることといえば、まとめ案をできればきちんと議論したいと思います。どういう形ですればいいのかというのは時間がない中難しいと思いますけれども、もう一度このまとめ案をできればみんなの意見を少し入れ込んだ形で事務局でまとめていただいてメールで御提案いただくということは無理でしょうか。

○池戸座長 ちょっと整理しますと、前回の本文の方は、いろいろ議論はあったのですけれども、最終的には合意に至らなかったということになっていますね。だけれども、それだと途中でいろんな経緯、ここの部分についてはもう少ししていただく必要があるだろうということで、議論の経緯というのを別添扱いで説明したらどうだろうかという案でつくれたのが事務局案だと思うのです。なおかつ、それぞれの御意見を改めて字数も制限した上で出していただいた。そのままのものがB案で、それを事務局としてまとめた案がA案という位置付けで今日配られているかと思うのです。

経緯については、こういうのを付けた方がいいかどうかという、中身は勿論文言は検討が要るのですけれども、これを付けることについては御意見をいただけたらと思うのですけれども、どうなのでしょうか。

どうぞ。

○森田委員 前回、経緯を付けてほしいと言って、事務局がこういう形にまとめていただ

いたわけですけれども、私はこれを報告書の中にはまず入れるべきではないと思っております。なぜならば、迫委員がおっしゃられたとおりで、報告書はまとまった結論のことを書いて、結論が出なかった部分は、もともと添付か追加資料でと思っていましたので、まずそこを整理していただいて、報告書の中に入れるべきではない。その上でどうするか。

○池戸座長 だから、別添扱いというようなことですね。報告書とは別にということで、その点についてはよろしいですか。つまり、横並びの議論が先程言ったようにありますし、ただ、この議論は本文のところにも書いていますように、今後の検討課題としてさらに検討を行うというのが適當だという話なので、これからまた以後検討するときの経緯のときにこういう経緯を何らかの形で残した方がいいことがあるかと思います。

もしそれで御了解が得られれば、あとはまとめ案のやり方だと思うのですけれども、せっかく御意見いろいろと出された方も含めての御意見も一応いただいておりまして、それを卓上資料のA案は事務局の方で文章としてまとめた中身です。こういうスタイルがいいのか、あるいはそれぞれ列記するB案の方がいいかというところなのですけれども、その辺はいかがでしょう。先程の御意見だと、B案というのはそれぞれの御意見のそのままの羅列ですので、言ってみると委員会としてのまとめ方としては不適當ではないかという御意見が多かったようなのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

もし仮にやるとしたらA案方式でまとめる。もう経過だけを出すという案も極端な話あると思うのですけれども、せっかく御意見もいただいておりますので、これから引き続きの検討の際にはこういう意見が出たというところを正確な、かつそこは文章上は吟味を十分しなければいけないとは思いますけれども、そういう前提で御議論していただくということでどうかと思うのです。A案方式ということでおいかがでしょうか。

どうぞ。

○森委員 A案とB案と2つ御用意いただいたわけですけれども、A案は事務局の方でおまとめいただいたということでございます。ただ、このA案を見ると、各委員のまとめということにこれでなっているのかなという部分がございます。どちらかというと両論併記的なことになっていますので、これでは各委員が出された御意見が十分反映されていないのではないかという感じがいたします。そういう意味から言いますと、A案ではなくてやはりB案ですね。御意見をまだお出しになられていない委員もおられるということでありますけれども、できれば全員としてこういう意見であったというようなことのとりまとめの方がよろしいのではないかと考えております。

○池戸座長 どうでしょうか。他の委員の方は。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 私は繰り返しになりますが、先程丸山委員からもありましたように、最初に求められたことが我々の委員の理解としては、もう一度繰り返しになりますけれども、前回のところで不十分であって経過がよくわからなかったから、それに対して議事録もたしか9回及び11回の部分が検討会の中で出された議事録として送付されてきました。それに

ついてまとめるということだったので、委員として検討会に出席していない人は出していないだろうし、そういう方もいらっしゃったと思うのです。その範囲とそれプラスメールで送付されてきたのは、その範囲を超えて原料原産地全体に対して意見くださいということで全体に投げられたという2つのことがあって、まずこれが混乱しているのだと思うのです。

私は前回の検討会の理解では、いわゆる経過をまとめなさいということで、この検討会で検討された中身について書くべきであって、それで私はB案としてあえて意見を出していません。繰り返しになりますがB案であるならば、これは各委員の意見表明であって、この検討会の総意や出された意見の集約ではないです。したがって、検討会の報告書の付属文章の表現もおかしいと考えます。プラスの面もマイナスの面もあるけれども、そこはコンセンサスを得た形で事務局でまとめるか何か修文はあるにもしてもA案に近い形でまとめないと、B案の形で収まるところの検討会で何をやったかということが問われるの私は承服できません。やはりこれはA案ですよ。短い方だと思います。

以上です。

○池戸座長 他の委員の方はどうですか。

丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 私も基本的にはA案だと思います。この間のところで原料原産地のところの検討を特にした会議が何回かあったと思いますが、その会議録のありかが検索できるようにそれを付けておくということでいいのではないかと思います。

○池戸座長 その他いかがでしょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 私も前回提案させていただいたのは、このA案の事務局まとめ案ということで、要するに事務局がまとめてくださったもので、B案のようにそれぞれの委員がこうやって新たに意見表明をする形になると思ってもいなかつたわけですし、議論の検討の経緯は残してほしいということで、検討されていないことを書いておられる方がいらっしゃるのでは、それは筋が違うのかなと思います。

ただし、A案でいこうとすると、前回もそうでしたけれども、これは違うとどうしても言われる委員が中にいらっしゃって、コンセンサスが得られるかと言ったら、コンセンサスが得られない現状があるわけです。そうなると、結局、何も出さないとおかしいとなってしまうと困るわけなので、A案でいくのであればA案でコンセンサスが得られてまたこれを書き込んだりとかやっていくということになると大変だと思うのです。

A案は物すごく短くて、全部は盛り込まれていないけれども、議事録を読めばわかると、だから議事録のURLを付けていただければと思うので、何とかこのA案で進めていく、今日それでまとめていっていただくというふうでコンセンサスを得られればと進めていただけだと思います。

○池戸座長 他の御意見はどうでしょうか。

森委員、どうですか。

○森委員 先程私がB案がいいということを言ったのは、今回の卓上配付のA案とB案を比べればというお話をしたのです。ですから、事務局で今までの議事録をベースにまとめていただくのであれば、それに越したことではないと考えています。ただ、今回御提案のA案、B案どちらかということになると、A案のまとめ方では議論の中身は見えないまとめ方になっているのです。これでは正直言いましてせっかく検討した中身が見えないので、そうであるならばB案というお話をしたのです。

ですから、先程も出ていますように、議事録をベースに事務局の方でおまとめいただけるということであれば、私はA案でも構わないということでございます。

○池戸座長 いずれにしても、これについて改めて議論をこの委員会でするということはないという前提で、あくまでも経緯ということで、あとはまとめ方としては今までの御意見が出てきたものを中心にまとめるという。流れとしては全体としてはそんなようなところでとりあえずはよろしいでしょうか。あとはまとめ方のところですね。

どうぞ。

○市川委員 A案のように事務局にまとめていただくという前提で、経緯の中でA案の中に漏れていれば、いきなり誤認というところから私たちは議論したわけではないし、原料原産地表示が品質の差とかからも議論しているわけです。そもそも品質の差では役に立たないよねというような大方の意見があったという、その辺りも書き込むことによって大きな経緯はつかめるのではないかと思っています。

以上です。

○池戸座長 そのまとめ方のところについて、一応今A案の事務局案も示されていますけれども、これも含めて何か御意見いただければと思うのです。

どうぞ。

○中川委員 そうしますと、このようにしたらどうでしょうか。コンセンサスを得られなかったというのはどういう点について得られなかつたかというのを抽象化して項目化して、例えば消費者の関心の所在とか、品質の差との関係、誤認の主観性、既存制度の見直しによる対応の可能性及び事業者のコストというふうな点についてコンセンサスが得られなかつたと書くと、その後は項目で漏れているものがないかを見ていくべきだけですで、あと5分、10分で議論できるのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。その他何か御提案はありますでしょうか。

いずれにしても、中身の書きぶりなども重要なところですので、今日ここで時間もかなり1時間も過ぎていますから、最終的には中身まで含めて合意を得るというのは難しいかと思いますので、あと今後の進め方も含めて御意見をいただければと思うのです。

一応、事務局としてこれまでの経緯、議事録も含め、先程中川委員が御提案のあった形で案をつくるということで、それをまた皆様方にこれは経緯ですので確認していただきなり御意見をいただくなりして修正してつくり上げるというやり方も1つあるかと思う

のです。

どうぞ。

○市川委員 確認して修正してというのを繰り返していくと、多分エンドレスの世界に入していくので、今、中川委員もおっしゃったような御提案を基に、ここはもう座長の先生にお任せするということも皆様方、あってもいいのではないでしようか。

○池戸座長 私は別に責任的立場なのでいいのですが、それにつけても皆さんの御意見を踏まえてという状況になりますので、一方的にやれということは不本意でございますので、それも含めてお任せいただけるのであればそういう形でやらせていただきますけれどもね。

どうぞ。

○増田食品表示課長 ある意味、今の事務局A案は出た御意見をかなり淡々とむしろ書いて、議論の濃淡ですか、何回も言ったか1回だけ言ったかということにならないようにある意味淡々と書いています。

それはなぜかと申し上げますと、まさに議論がまとまらなかったからそう書いておりますので、これを議論ベースで書くということは、つまり議論のトータルがどこだったかということを示すことになるので、それは最初、前回申し上げたとおり、それは非常に難しいですよと。

もしそういうことを書くのであれば、私ども最初B案で御意見を求めたときに、基本的に議事録で発言されたことを書いてくださいとすることを考えます。それは事務局が委員の皆様がおっしゃった御発言をまとめて委員のおっしゃったことはこれですねと書くのはどうかと、それは勿論言い足りなかつたところもありましょうし、言葉で言うわけですから、そういうこともあって、会議でおっしゃったことをベースにまとめてください。そのときに勿論誤認という我々が出した案以外にもそもそも原料原産地についてどう考えるかという御意見もございましたので、それも委員会で出された意見については併せて書いていただき結構です。さらに言うと、紙で出された部分も含めて結構ですという形で意見を出したところです。

そういう意味で、議事録に出すことを事務局としてまとめるとすればもうB案しかないです。議事録を事務局でまとめればです。なぜならば、そうでないものであれば検討会でコンセンサスが取れているはずなので、そういう意味で迫委員もおっしゃっているとおり、ある意味、議事がどうだったのかは議事録でないと、まさに議事録で個々の人が確認していただくしかない。要するにだれかがまとめてこの結果はこうでしたとなるものは多分ないと思うので、そういう意味でA案的に意見を淡々と並べたものでは自分が今まで議論したことが言い尽くせていないとすれば、私どもからむしろ提案したいのは、そうであればお配りしている5ページまでのものに、なお議事については議事録を御参照くださいということで議事録のWebの先などを付けておくということの方がより客観的にできることであると考えます。

○池戸座長 事務局の御提案はそういうことなのですけれども、いかがでしようか。

どうしてもいろんな御意見があつてまとまらないのであれば、今みたいな経緯だけを出して、あとは議事録というような話なですけれども、どうぞ。

○山根委員 議事録があるからどんな意見があつたかはわかるので、関心がある人はそちら見ればいいとか、それはやさしくないなと思います。

まとめ案は事務局と座長さんにつくっていただくとして、これは意見があつたということで終わりになっていますが、別途検討の場を設ける必要があるということは文言として残るわけですね。報告書でいうと最後のページでしょうか。一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当であるという文言で残るというわけですね。次の議論に引き継ぐということで、是非きちんと議論してほしいと思うわけでして、そのときにまた委員会みたいな形になると思いますが、そのときの委員の選定に関してですが、消費者のための表示であるので消費者代表というのは勿論ですけれども、例えば今議論している原料原産地表示に関しても、とても無理であるし、コストもかかるし、そもそも必要がないという事業者が多く見られる一方で、消費者の希望に応えようとして頑張って任意でも表示を充実させている事業者の方もいらっしゃるわけで、こうした前向きというか、先駆的に取り組んでいる事業者の方も事業者委員として代表に入れて議論していただきたいと思っています。

○池戸座長 わかりました。そうすると、最終的なまとめ方なのですが、1つは、もう事務局さんにこの経緯だけ、経緯の中身の書き方も勿論あるのですけれども、これだけにとどめるか、A案的なものでかなり抽象的な形になりますね。先程中川委員が言われたように、そういう形でも一応付けるという形にするかということなのです。そこはどうでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 1つ確認ですけれども、先程中川委員の方から御提案がありました内容は、今、配付されています経緯という5ページ程度の資料がございますけれども、これをもっと簡潔にという理解の仕方でよろしいのでしょうか。それともこれはそのままにということなのでしょうか。

○中川委員 私、先程いくつかの項目を挙げましたのは、A案のまとめ案の今出ている、要するに議事録で今までどういう議論があつたかということですので、その限りでは経緯と一緒にかもしれませんけれども、先程申し上げたときに見ていたのはA案の卓上配付資料①です。この中でどういう論点があるのかなというのを抽出したらあんな感じかなというわけですので、経緯と言えば経緯かもしれません。

○森委員 そうしますと、A案、資料①をとりまとめの形にして、それで5ページ程度の資料の方はまとめとして扱わないということですね。

○池戸座長 これはもう付けないということですか。どちらですか。

○中川委員 付けなくてもいいのではないか。

○池戸座長 それとまとめ案の中を抽象的に書くということですか。

○中川委員 これは議事録ですから、ちゃんと資料としてネットには残っていますね。

○池戸座長 前回は、それがよくわからないので経緯をまとめるべきだというのでこれをつくった感じなのですね。ただし、意見が最終的にどういうふうな論点の食い違いでまとまらなかつたかというところをA案またはB案でという方式があるのではないかということだったと思うのです。

どうぞ。

○山根委員 鬼武委員から丸山委員からも出ていると思いますけれども、前回、きちんとこここの検討会で議論したこととか、今までの経緯等々まとめて、次の検討の場に生かすべきだということで、そういうお話を来ていると思います。

ですから、今、5枚でいただいた経緯とまとめの案というのをセットにして報告書として残していただきたいと思います。

○池戸座長 ということですけれども、それはよろしいですか。中身の議論は何もしていませんので、これでいいかどうかというのはあると思うのです。

どうぞ。

○森田委員 もともとA案の事務局まとめ案は、5ページの配付の後に付く、誤認の部分の後に付く部分だと理解していますので、そのつもりでつくれているA案ですから、もしこのA案だけをやり直すとなるとまた議論が振り出しに戻りますので、これプラスA案ということで、私はその形式を支持しています。

○池戸座長 そういう案でよろしいですか。勿論、本文とは別という扱いになりますのね。ということでよろしいでしょうか。

まず、まとめ方というか、この位置付けについてはそういうことでよろしければ、あとはその中身のところについて御意見をいただきながらつくらせていただくということにしたいと思いますが、時間がもう今日は1時間以上過ぎておりますので、今日中には無理かと思います。そのやり方なのですけれども、先程言ったようにもうまとめてあちらへ行ったりこちらへ行ったりなかなかまとまらないというようなことはあるかもしれません、ただそうは言っても、ある程度皆さんの御意見を踏まえながらつくるべきだと思っておりますので、その辺を私のところと事務局の方で相談して最終的にはまとめさせていただくというようなことでもしよろしければ、どうしてもというのであればもう一回やっても仕方ないと思うのですけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

○森委員 やはり一元化の検討会の重要性、注目度ということを考えれば、きちんと公開で議論してまとめをするという方が、実は個人的には非常に大変なのですけれども、そういういく方がよろしいのではないかと。多くの方に注目されているわけですので、そういう形の方が望ましいのではないかと考えます。

○池戸座長 という御意見がございますが、どうでしょうか。

事務局の方で何か。

○増田食品表示課長 一言だけ確認なのですけれども、1つとして、まず経緯は報告書と別のものとしてつくる。若干御意見あるのかもしれませんけれども、基本的には5ページまではこういったものをつくる。

その後、つまり、まとめ、意見の整理をどう書くかということなのですけれども、正直申し上げて、事務局で議事録をまとめれば、皆さんのがい浮かんでいるような議事がビビットに伝わるようなまとめができるであろうというのは多分難しいのだと思います。

さらに言うと、今回個々の御意見を見ていただいたらわかるように、ある意味百人百様なわけです。一見して議論はこういうのが多かったみたい話かもしれませんけれども、こうやって議事録を読むと、例えば一言で反対と言っても、主観的だから反対という方もいれば、反対というよりもっと議論を尽くすべきだという方もいらっしゃるし、今の要件を修正するような形で考えたらどうだというような別の提案をされているとか、それを全部含めてまとめ、まさに検討会としてこうでしたと書くのは正直言って難しいというか、何回書いてもそれにコンセンサスは得られない。それにコンセンサスが得られれば最初からコンセンサスが得られたのだと思うのです。

むしろ考えていただかなければいけないのは、先程も申し上げたように、今示したA案のような淡々と書いたもので、これで出た御意見として例えばこんなものがありましたということで、言い足りない部分があってもそういうものだなということにするのか、もうここは議事の内容は議事録で確認するしかないという観点で議事録にこういうふうに書いてありますということを5ページの下に指し示して、それで資料を完結させるか。どちらかしかないのであります。ある意味、ここで議事のまとめでもう一回会を使うのだったら、本体を議論した方がいいのではないかということになりかねないので、むしろそのどちらかにするかを決めていただけるならばそうしていただけたらと思います。

いずれにしても、我々が書くA案はこれよりもっと踏み込んだもの、つまり、どういう御意見が多かったかとか、そういうものに踏み込んで書いていくことは難しいし、それで皆さんの合意を取るのは難しいだろうと思っています。

○池戸座長 ということですので、最終的にはこのまとめ方というか経緯をどうやって示すかという話で、議論という話をするというわけではないですから、そこはある程度割り切ってということだと思います。今事務局として、私も勿論入っても、かなりまとめが大変だろうということも頭にあってお話ししているのではないかと思いますので、先程の経緯は中身の文章についての御意見はまたいただければいいと思いますけれども、経緯は経緯でいいのですが、それプラス、5枚紙は経緯だけで終えるか、A案をセットというところです。

どうぞ。

○市川委員 そのところで、先程中川委員がおっしゃったように、議論のポイントを淡々と箇条書きで出すというぐらいのことでいかがでしょうか。

○池戸座長 それはA案プラスという案の中身。

○中川委員 A案の簡潔化。要するに文章にするといろいろ意見が出てくるので、項目だけ書く。そうすればこれはこういう論点があるとかということにはそんなに意見が分かれないのでないかというので、A案の言わば改善バージョンというか、もっと簡潔バージョンという意味で先程申し上げました。

○池戸座長 ということでどうですか。

どうぞ。

○森委員 今、中川委員から論点を箇条書きにしてはいかがかという御意見ですけれども、基本的に論点については中間とりまとめ一度やっています。こんな意見がございましたということで、論点4のところの4の1～4の6までずっとそろっているわけです。ですから、それをまたまとめるのであればほとんど意味がないというか、経緯が出てこないのかなと思います。

私も事務局の方でその辺しっかり議事録を踏まえてまとめていただけるのであればA案でというお話をしたのですけれども、事務局の方でなかなかそこを踏み込めませんというのであれば、これは当初申し上げたようにB案で行くしかないのかなと。しかも、ここに御出席できなかった委員の方で御発言もできなかつた方に御意見を求めるというのもついところはあるのですけれども、基本的に御出席の委員の御意見をそれぞれ出していただいて、事務局の方でとりまとめができるところは読んでいただく、感じていただくということの方がよろしいのではないかと考えております。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 まず、5枚付けることはいいとして、A案をなかなか踏み込んで事務局で作れない、難しいとおっしゃるのです。そういうことであれば、なぜB案が悪いかというと、各人の意見表明で、私は検討会の資料としてはふさわしくないと思っているから、それはおかしいと思うのです。この検討会はそういうことを意見表明するようなB案で全員出されること自体が、この検討会が何をやったか問われると正確に伝わらない。B案のような内容としては各人の意見表明ということになり、意見表明はパブリック・コメントとか意見交換会とかそういうところで出すべきです。ここはあくまで検討会で、そこでコンセンサスの得られたことであるということであれば、私は次回検討することも必要ではないですし、もうすんなりだれも言い出せないのでしたら議事録を添付、アドレスを添付ということで結構です。そこに妥協点を見出しました。もうこれ以上議論はできないと思います。

以上です。

○池戸座長 他の御意見はございますか。要するにA案にしろB案にしろ、少なくともこの検討会全体としてどういうふうな意見が出たということ自体、非常に影響があるということで、その点もまとまらなかつたということであれば、ここの5枚紙のところにとどめておいて、あとは経緯については、Webを見てくださいという案という形になるかと思うのです。そんなようなやり方でこここのところはどうでしょうか。

どうぞ。

○増田食品表示課長 ある意味Webを付けると同じなのですけれども、Webだと見づらいというのであれば、これを最後に検討した8回と10回の原料原産地の議事録の抜粋を後ろに添付する形で資料とするということであれば、これを見たときにすぐ調べずに議事の様子が見られますので、そういう形であれば議事というか意見が追えなくなるということもないのかと思いますが、そういうのはどうでしょうか。

○池戸座長 そういう御提案ですけれども、いかがでしょうか。

○市川委員 賛成します。

○池戸座長 では、そういうことでまとめさせていただきたいと思います。

あとその他、時間が来ましたけれども、全体として何か御意見等ございますか。
どうぞ。

○山根委員 まとめの最後に、その他の個別の表示事項ということで遺伝子組換えなど意見募集が多かった事項について今後の検討課題とするという簡単な最後の項目になっていますけれども、「など」で終わっていますけれども、いろいろと課題があると思っています。

いろいろと「など」に含まれているという読み方で終わってしまうのかなと思うのですが、例えば勿論たびたび出ている添加物とかいろいろありますが、私も毎回言っていたお酒のアルコールの表示、全く何度も言って取り上げていただけなかったのですが、やはりアルコールは表示の仲間に入れていただきたいと思っています。今、別枠になっていることでアレルギー表示の義務もかかっておりませんし、これだけ低アルコールやノンというのが大流行でも、アルコールが数%入っているか、または入っていないかで縦割りで全然表示法が違うというのは、このままではいいと思っていませんので、是非入れていただきたいということを今も思っています。そういうことが何かしら言葉として残しておいていただけないかと思っております。

○池戸座長 よろしいでしょうか。もし御意見があればどうぞ。

今の件はいろいろと今まで議論があったことですけれども、要望としてお聞きしておくということでよろしいですか。

どうぞ。

○森田委員 報告書の中に私も入れてほしいことはいっぱいありました、もうずっと議論を重ねて全部落ちて、その都度になぜ入れていないかということも御説明があったわけですから、もう今の段階で報告書をこれ以上いじるべきではないと思います。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 私も森田委員の御意見に賛成でして、こここのところ、例えば遺伝子組換えの部分についても、実質的にこここの検討会の中では議論したわけではない部分です。そういう意味から言うと、ここはなぜ入ってくるのですかというところがございますので、そうなっていきますと、今お話のあった添加物とかそちらの方までいきますと、今まで議論してこなかったものをどうしという、またそこで大きな疑問が出てしまうのです。ですから、

報告書としてはこれ以上この部分はいじらない方がいいのかなと考えております。

○池戸座長 その他全体でどうでしょうか。

それでは、今日はこの報告書本体と原料原産地のところの議論だったと思います。報告書につきましても個別に修文とかの御意見もいただいてきましたので、これは修正するところは修正するということにさせていただきたいと思いますが、これについても一応御発言された委員以外の方も含めて確認的に事務局、私の方で修正した文をまたお示しした形で、そんなには時間はかかるないと思いますので、そういうことで御一任いただくということでおよろしいでしょうか。

先程の原原の方はそういうことで一応経緯のところを別扱いでやって、Webでわかりやすく検索しやすいようなものに付けるという形にさせていただくということでよろしいでしょうか。その他よろしいでしょうか。

どうぞ。

○森委員 今の座長のお話では、議論の経緯の部分は別に検討するということはもうされないのでしょうか。

○池戸座長 別の機会というのは今のところもうあれなのですが、ただ、書きぶりのところについて何か御意見があるということであれば。

○森委員 そうならば、今、申し上げた方がよろしいですね。

○池戸座長 もし時間があればどうぞ。

○森委員 それでは、ここの経緯のところでございますけれども、まず3ページになります。こここの表に類似意見件数というのが載っております。たしか第7回のときの検討会だったと思いますけれども、そこの中では例えば上から4つ目、原則として全ての加工食品に原料原産地の表示とのことで477件と書いてございますけれども、これが第7回の資料では100件超えという表現になっているわけです。

さらにもう2つ下のところで、商品名やキャッチコピー、169件というのがございますけれども、これも100件超えになっている。それが今回の資料では実際の件数が出てきているということで、かなり第7回の検討を反映した結果にはなっていないのではないか。

もう一つ、実際には第7回の資料には、この後にその他という項目があるのです。それが全く削られてしまっているということですので、最初になぜそういうことになったのかということを1つお聞きしたいと思います。

○増田食品表示課長 パブリック・コメントのまとめを出したときに、そのときに時間的な都合もありまして100件超のものについては100件超と書いて、ここの項目に限らず全体そういうふうに書いて出しております。

それとともに、そのときの検討会では個々の意見そのままを各委員の方々にお渡ししております。そのときも全部数えるべきではないかというお話があり、すみません、あとはこここの意見で確認してくださいということを私は検討会で申し上げました。それについてはかなり失礼なのではないかなどいろいろな御指摘を受け、その後、なかなか他の作業も

あって進まなかつたのですが、件数を数え上げ、これは6月の中旬ですけれども、検討会の資料等も数えた形で直しております。そういう意味では確かにまとめた数は100件超と書きましたけれども、併せてパブリック・コメントそのものを全てお渡しして読んでいただけるという状況になっておりますので、数は数えたものを出して特に問題はないのではないかと思います。

その他の御意見については、ある意味どこまで載せるかという話ですけれども、全部載せるべきとおっしゃるのであって、それがいいというのであれば付けるということだと思います。

○森委員 ただいまの御説明で100件超えから実際の数字が入ってきたということでございますけれども、第7回の検討会、ここの中で100件超えについてはいろいろ御意見があつたわけです。そこで一番注意しなければいけないのは、これは多数決ではないという御意見があつて、座長の方でも100件超えの考え方を誤解しないように書くということで基本的に委員の方の御了解を得ているわけです。ですから、今日まではほとんど説明がない中で突然数字が出てきたというのは非常に不自然であると思います。

そういう意味では、この数字はいっそのこと載せない方がいいのかなと。もし仮に載せるのであれば、ここの477件、これは私どもの方でも、応募された1,084件の公表資料がございますけれども、それを確認したところ、実質的には同一の文言の御意見というのがかなり見受けられるのです。そうしますと、多様な御意見があるかどうかということで見ていくと、基本的には116件程度とみられました。そういう意味では100件超えというのは比較的妥当な表現ではなかつたかなと思っております。

そういうことから言いますと、あえてこの数字を出すのはどういう意味なのかということが1つございます。そうであれば、先程申し上げましたように、意見募集をする目的ととりまとめの仕方、それをどのようにお考えになっているのか確認しておきたいと思います。もし件数に注目するということであれば、先程も申し上げましたように、その他というところにも100件超えの意見がございますので、それは是非載せておいていただきたいと思います。

○増田食品表示課長 Web等で出している資料には既に直しているという状態であります。そのときに委員に御説明すべきだったということは反省しております。ただ、既に出ている数字であり、ここであえてまた100件超という数字を書くのは逆に不自然かなと思っております。

議論の経緯等をどこまで記すかということになろうかと思いますけれども、パブリック・コメントを出したときに多数決ではないということは勿論口頭で御説明しておりますけれども、それをまたここの経緯で全部書いていくのかというのは別問題なのかなと思います。経緯を書くという観点から言えばこれで問題ないのかなと。同様な御意見がたくさんあるというのは、何もこの原料原産地の表示だけではありませんで、最初に書いてあつた拡大前提として議論するのではおかしいのではないかとか、そういう御意見について

も同じ文章で書いてあるという御意見は他の項目でも見られるわけでございます。これだけがそういう問題があるというわけでもないのかなと思っております。

いずれもまさに議論の経緯もそうですけれども、経緯でまとめてこれが全部だったのかという話になると、では最初から全部議事録を見ないと本当のことはわからないということにだんだんしていくのだと思うのです。そういう中でどこまでまとめるかという話なので、事務局としてはここに書いてあることをさらに増やしていくということをしていくのはどうかなというふうに、そこまでであれば、全ての真実は議事録を端から端まで見ないとどういう議論だったのわからないではないかということに戻っていくのかなと思っております。

○神宮司消費者庁審議官 第7回の資料について、その後、Web上で件数をいろいろ修正しておりますが、そのことを各委員に御連絡していなかったという点については申し訳ございません。私からも重ねてお詫びいたします。

数についてどういう評価があったかということについてですけれども、今、課長の方からも申し上げましたように、それは多数決ではないということ自体はある程度こういう議論をしていく上では当然のことであるかと思いますので、細かい経緯を繰り返すことはいたしませんが、例えはその他というところで第7回資料の方では入っていたものに、複数の産地から原料を調達する先を頻繁に変更しているということから困難であるというような御意見については、当時100件超という形でしておりましたが139件と現在特定している形でWebで残しておりますので、一応その他の御意見としてあと2欄付け加えるという形である程度バランスをさせていただこうかと思いますので、そのように対応させていただきたいと思います。

○池戸座長 その他ございますでしょうか。

○森委員 ただいまの御説明のように、是非その他のところについても入れておいていただきたいと思いますし、あとはできれば先程も申し上げましたように、第7回の検討会は100件超えということで一応検討会の委員の皆さんのが基本的には御了解されているわけですから、それを変えているということで、私はこの下に注意書きということで同様な意見が多数あったということはきっちり書いておいていただければと思います。この表の下です。注意書きというところで書いておく必要があるのではないかと考えております。

そうでないと、第7回の検討会も、基本的には経緯をまとめるというのは議事録ベースでまとめるわけですから、その辺のところが反映されてこないのではないかと思います。そうしますと、なぜ取捨選択が起こるのかという話になりますので、掲載したものあるいは掲載しないものという部分が出てきてしましますので、そこはしっかりと誤解のないような書き方をしていただきたいと思います。

○池戸座長 その他よろしいでしょうか。事務局の方から何かございますか。よろしいですか。

○増田食品表示課長 ここをどこまで書くかという話ですけれども、少なくとも私どもと

しては、数字は100件超と書きましたけれども、併せて個々の議事録は意見を全てお渡ししているので、数は数えなかつたではないかと言わればそうですけれども、ここで足し上げた数を書いたからといって当時と出した情報に質的に違いがあるということではないのかなと思っております。さらに原料原産地の実際の議論を行つたのは、Webで情報を出したそのときに、その情報だけで議論したわけではないので、要するにその後、多分次の回で実質に議論して、そういう意味ではごらんいただく時間もあったので、ここにそこまで注釈を付けていく必要はないのかなと思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○市川委員 第7回の意見交換会のときには、この数字の出し方というのはいろいろな意見があつたと思います。カウントの仕方、要は1人1つの意見を出して、それがどこかに1票入るわけではなかつたですね。カウントの仕方というのは、その文章を読んで読まれた方がこれはここだよね、ここにも入るよねと1つの意見がいくつも複数のところにまたがってカウントされてこのようないい表になったと認識しています。

とすると、ポイントで数えると1,084件かもしれないけれども、総数は一体何百件だったのかというのはここからわからないですね。森委員もおっしゃいましたけれども、この表の数字というのは本当に丁寧な数字の出し方をしないと、一般の人たちというか、この報告書のこの表だけ見た人はわかりづらいのではないかと思います。私たちが議論した中身も勿論議事録を見ないとわからないでしょうけれども、この表だけ見たときにこの表の意味するところが素直にわかるようなコメントなりを付けるべきではないでしょうか。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 もう時間を超えているので細かい議論はできるだけ差し控えたいのですけれども、非常に重要なところでございまして、477件の中を見ると全く同じ文章の意見というのが随分あるのです。そういうことは考えたくないのですけれども、極端な話をすれば1人の方が何件も出すということもあり得るわけですから、同じ意見ということの取り扱いについてはもう少し慎重にすべきではないかと考えております。そういう意味から、注意書きを下に入れていただきたいということでございます。

○池戸座長 では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 これはパブコメですね。この取扱いというのは先程事務局がおっしゃったように、淡々と数を書くしかないのです。多くの人は、パブコメを人数を頼んでやることがあることはよくわかっていることあります。だから、数が別に重要なわけではないのです。それを言い始めたらパブコメはやめろということになりますので、この議論は非常に筋が悪いと思います。同じものがたくさんあるから、数を操作するとか注意書きをするということは非常に意味のない議論だと思いますので、ここの議論は打ち切っていただきたいと思います。

○池戸座長 ということでおろしいですか。

あとその他どうでしょうか。

○森委員 できるだけ早くお話をるようにしたいと思います。

3ページの「(2) 意見交換会の概要」というところがございます。ここについても第7回の検討会では、資料2、食品表示一元化検討会中間論点整理に関する意見交換会の概要という資料が事務局の方でまとめられているわけです。それと今回のここに書かれております①～⑤のまとめ方を見ると随分違うところがございます。先程からもございますように、検討会の資料をベースにまとめるべきで、これは議事録をベースにまとめるということと基本的には同じだと思います。

例えは②のところの5%要件を撤廃すべきという意見は資料2には入っていないのです。ですから、基本的には削除すべきだと思いますし、その他にいろいろまとめがあるのです。前のページの論点①～⑥まであるわけですけれども、それぞれについて非常に簡潔にまとめられているわけです。

先程からも申し上げていますように、追加、削除をどうしてしているのか。第7回の資料2をそのまま簡潔になっておりますから、表示をしていただければいいと思います。ただ、そのときに、今回の資料と少し結び付いていないところがございますが、それは整理していただくということで、そういうふうに是非お願ひしたいと思います。

○増田食品表示課長 意見交換会の概要のところも要するにどれだけのボリュームで書くかという、つまるところそういう話なのだと思います。もう報告書と別の資料なので長さ構わず全部書くべきということであれば、検討会で出した意見交換会の概要の原料原産地の部分の御意見を全て出すということでも勿論、このトーンでやって最後何ページにいくかわかりませんけれども、それの方がいいというのであればそうさせていただきます。

○森委員 是非そうしていただければと思います。第7回の資料2でも、そこの部分はわずか10行程度にまとめておられますので、非常に簡潔になっておりますので、是非差し替えていただければと思っております。

引き続きもう一点だけございますが、よろしいでしょうか。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 同じく3ページの「4. 論点についての検討方向（たたき台案）以降の議論」という部分でございますけれども、下から2行目に検討会及び中間論点に対する意見のいずれにおいても、加工食品の原料原産地表示の拡大についての考え方方が大きく分かれたためという書き出しになっておりますが、これは実際に第10回検討会の資料1の書き出しはそうなっていないのです。検討会の議論の中では、原料原産地制度そのものに対する否定的な御意見やその拡大に反対する御意見が大勢であったというところから書き出しが始まっているのです。

ですから、こういうふうな書き出しにどうしてなったのか。本来の第10回のとりまとめに訂正をしていただきたいということでございます。

○神宮司消費者庁審議官 そのところは検討会と中間論点整理に対する御意見と両方を見て評価しています。前回たたき台のときに冒頭で書いた部分というのは検討会の検討委

員の御意見の方を中心にまとめましたけれども、前のところで中間論点整理のところに対する意見というのもありますので、両方をみて、「大きく分かれた」という評価をしたということです。

○森委員 それでは、ここのところも今の審議官の御説明の中では、たたき台案以降の議論ということですけれども、先程私の方から申し上げたところがベースになっているのではないかと思いますので、ここにきて考え方方が大きく分かれたためというのは不思議ではないかと考えております。

○池戸座長 その他ございますでしょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 ここの部分は考え方方が大きく分かれたためというままでいいと思います。なぜかというと、たたき台以降、その後ずっと大きくこうやって分かれているという現状があるわけですし、あそこのたたき台案のところで出ていたのはそれ以前の話であって、この部分はそれ以降ずっとこれだけ大きく分かれているわけですから、このままでいいと思います。

○池戸座長 その関連はよろしいですか。では、その他は森委員、よろしいですか。ありがとうございます。その他の委員はよろしいでしょうか。かなり時間がもうオーバーしてしまっております。

それでは、先程のような方針でまとめさせていただきたいと思っております。一応今日は12回目で最終になりました。もともと10か月前、スタートのときも非常に我々委員に課せられた課題というのは重要で、かつ難しい課題でございまして、時間も限られた中でどこまでできるかということがございましたから、もう本当に今日のように毎回長時間にわたりまして熱心な御意見をいただきまして、私からも厚く御礼申し上げます。また、非常に不慣れといいますか、仕切りがうまくないものですから、議事進行がうまくいかずにお詫びも申し上げたいと思っております。

ただ、言えるのは、表示制度は我が国の場合、法律上は半世紀以上前からずっと続いていたのですけれども、その間、食べ物の供給形態も変わってきましたし、食生活も大幅に変わってきて、ある意味で表示がこれだけいろいろな課題を抱えているというのは1つの象徴ではないかと思います。その点で、今回の検討会は初めて今までの現行の表示制度を見直すという面では非常に有効な会議であったかと思います。

個別のことになりますと、報告書にもあちこち書かれていますように、より専門的な立場でとか、いくつも課題が残ってまたさらに進めなければいけませんし、法制化に当たっても、まだ事務局の方も大変御苦労されるかと思いますが、これはせっかく一元化ということでございますので、将来にわたって我が国の表示制度が極めてお手本になるような法体系にしていただければというのが多分こここの委員の皆様方、私も含めて共通した期待ではないかと思っております。

本当に長い間、いろいろと御意見等、御苦労いただきましてありがとうございました。

これで終わらせていただきます。

午後 1 時 42 分 閉会